

京都府地域防災計画  
新旧対照表

令和元年度  
改定案

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

改定理由	頁	現 行	改 定 案
字句修正等（近畿農政局）	4	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>第3 指定地方行政機関 4 近畿農政局 (1)～(6) (略) (7) <u>生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん</u></p>	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>第3 指定地方行政機関 4 近畿農政局 (1)～(6) (略) (7) 食料品、飼料、種もみ等の<u>安全供給対策</u></p>
時点修正等（京都地方気象台）	33	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 気象等観測・予報計画</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 一般の利用に適合する予報及び警報 1～7 (略) (表) 台風情報発表例 (例文2)</p> <p>(表) 大雨（雪）情報発表例 (例文3)</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 気象等観測・予報計画</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 一般の利用に適合する予報及び警報 1～7 (略) (表) 台風情報発表例 (例文2) <u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p>(表) 大雨（雪）情報発表例 (例文3) <u>(最新状況に差し替え)</u></p>
京都府水防計画との整合（建設交通部）	39	<p>第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報</p> <p>1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報 (略)</p> <p>(1) 対象河川、区域等（京都府関係） 近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台 近畿地方整備局福知山河川国道事務所 京都地方気象台</p> <p>洪水予報基準点（京都府関連） 桂川 木津川（基準点 加茂） 木津川（基準点 岩倉） (2) (略)</p>	<p>第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報</p> <p>1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報 (略)</p> <p>(1) 対象河川、区域等（京都府関係） 近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 大阪管区気象台長 近畿地方整備局福知山河川国道事務所長 京都地方気象台長</p> <p>洪水予報基準点（京都府関連） 桂川下流 木津川下流（基準点 加茂） 木津川上流（基準点 岩倉） (2) (略)</p>
京都府水防計画との整合（建設交通部）	40	<p>2 国土交通省が行う水防警報 (略)</p> <p>(1) 対象河川、区域等（京都府関係）</p>	<p>2 国土交通省が行う水防警報 (略)</p> <p>(1) 対象河川、区域等（京都府関係）</p>

河川名	区域	名称	対象水位観測所				水防警報 発表者
			地名	位置	氾濫 注意 (警戒) 水位	計画高 水位	
(略)							
淀川支川 木津川	左右岸相楽郡南山城村 地内(三重県界) から合流点まで	加 茂	京都府 木津川市 加茂町 北船屋	幹川合流点 より <u>30.60km</u>	4.50	9.01	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
		岩 倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹川合流点 より <u>57.40km</u>	6.00	10.50	近畿地方 整備局 木津川 上流河川 事務所長
(略)							

(2) (略)

3~4 (略)

#### 5 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

洪水予報河川及び水位周知河川の以外の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づき全ての府管理河川の洪水浸水想定区域図を公表する。

河川名	区域	名称	対象水位観測所				水防警報 発表者
			地名	位置	氾濫 注意 (警戒) 水位	計画高 水位	
(略)							
淀川支川 木津川	左右岸相楽郡南山城村 地内(三重県界) から幹川合流点まで	加 茂	京都府 木津川市 加茂町 北船屋	幹川合流点 より <u>28.60km</u>	4.50	9.01	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
		岩 倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹川合流点 より <u>57.40km</u>	6.00	10.50	近畿地方 整備局 木津川 上流河川 事務所長
(略)							

(2) (略)

3~4 (略)

#### 5 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

洪水予報河川及び水位周知河川の以外の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づき全ての府管理河川の洪水浸水想定区域図を公表する。

また、府が管理する中小河川に、危機管理型水位計を整備し、避難行動の目安となる水位を設定する。

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定  
【(1) 住民避難】

44

字句修正等（建設交通部）

45

#### （表）水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

桂川

起点 左岸 京都市右京区京北上黒田町木屋谷14番地1地 周山

起点 右岸 南丹市日吉町中五味向5番地先(直轄管理区域) 鳥羽

不動川 木津川市山城町平尾

木津川市加茂町駅東4丁目

弘法川 平26.6.13

「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」（平成31年2月国土交通省）に基づく改定（建設交通部）

55

#### 第11 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領（府建設交通部）

##### 1 雨量・水位の観測等

府管理のテレメータによる雨量・水位観測所及び河川防災カメラを「京都府雨量観測所（テレメータ）」、「京都府水位観測所（テレメータ）」及び「京都府河川防災カメラ」に示す。

雨量・水位観測所の観測データ及び河川防災カメラ画像は、河川情報システムにより土木事務所等及び河川課・砂防課に自動的に送信される。

土木事務所等及び河川課・砂防課は、このシステム等を活用し、降雨や河川の状況等の把握に努めるものとする。

##### 2 雨量・水位の通報要領

###### (1) 雨量水位の通報

河川課・砂防課は、府管理の雨量及び水位のデータを、京都地方気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、河川情報システム及び土砂災害監視システムにより市町村等に通報する。

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

###### (2) 障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により降雨や河川の状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村に通報する。

通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。

###### ア 通報の手段

###### (7) 電話による通報

雨量の通報例：「○○雨量観測所の○時現在の時間雨量は○○mmです。総雨量は○○mmです。」

水位の通報例：「○○川○○水位観測所の水位は、○時現在、○. ○○mです。」

「○○川○○水位観測所の水位が、○時現在、水防団待機水位（氾濫注意水位）を上（下）回り、○. ○○mです。（これで、通報を中止します。）」

(4) FAXによる通報は、観測記録用紙又は任意様式により行う。

###### イ 通報の時期

・水防団待機水位又は、氾濫注意水位に達したとき

#### 第11 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領（府建設交通部）

##### 1 雨量の観測及び通報

###### (1) 雨量の観測

京都府が管理する雨量観測所は「京都府雨量観測所（テレメータ）」のとおりである。

また、府内における国土交通省管理の雨量観測所は「国土交通省雨量観測所（テレメータ）」のとおりである。

###### (2) 雨量の通報

河川課・砂防課は、府管理の雨量データを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する。

###### (3) 障害時の通報

システムに障害が発生した場合は、以下の要領で電話等により通報する。

###### ア 通報の手段

###### (7) 電話による通報

通報例：「○○雨量観測所の○時現在の時間雨量は○○mmです。総雨量は○○mmです。」

###### (4) FAXによる通報

観測記録用紙又は任意様式により行う。

###### イ 通報の時期

毎正時

###### ウ 通報の中止

水防態勢を解いたとき

##### 2 水位の観測及び通報

###### (1) 水位の観測

###### ア 常時の水位観測

京都府が管理する水位観測所及び河川防災カメラは、「京都府水位観測所（通常水位計）」、「京都府水位観測所（危機管理型水位計）」及び「京都府河川防災カメラ」のとおりである。

また、府内における国土交通省管理の水位観測所は「国土交通省水位観測所（テレメータ）」のとおりである。

<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定</p> <p>【(1) 住民避難】</p> <p>【(2) 防災・減災対策】</p>	<p>・水防団待機水位に達してから水防団待機水位を下回るまでの間の毎正時ごと      ・水防団待機水位又は、氾濫注意水位を下回ったとき      ・その他、必要と認められるとき</p> <p>ウ 通報の中止</p> <p>・水防団待機水位を下回ったとき      ・氾濫注意水位以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき      ・水防態勢を解いたとき      以上の場合は、水位の通報と併せて、通報を中止する旨連絡し、通報を終了する。</p>	<p>イ 洪水時に特化した水位観測</p> <p>上記の常時観測を行う水位計（通常水位計）とは別に、洪水時のみ水位観測を行う水位計（危機管理型水位計）を設置し、住民の避難に役立つ水位情報を提供する。危機管理型水位計を設置した水位観測所は、「京都府水位観測所（危機管理型水位計）」のとおりである。</p> <p>(2) 水位の通報（水防法第12条第1項）</p> <p>河川課・砂防課は、府管理の水位データ（通常水位計で観測された水位データ）を、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する</p> <p>水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。</p> <p>(3) 障害時の通報</p> <p>無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により河川の水位状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村等に通報する。</p> <p>通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。</p> <p>ア 通報の手段</p> <p>(1) 電話による通報</p> <p>通報例：「〇〇川〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇.〇〇mです。」「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を上（下）回り、〇.〇〇mです。（これで通報を中止します。）」</p> <p>(2) FAXによる通報</p> <p>観測記録用紙又は任意様式により行う。</p> <p>イ 通報の時期</p> <p>・水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき      ・水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時      ・水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき      ・その他、必要と認められるとき</p> <p>ウ 通報の中止</p> <p>・水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき      ・氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が認められなくなったとき      ・水防態勢を解いたとき</p>
<p>3 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表</p> <p>河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送、携帯電話等により公表する。</p> <p>また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送、携帯電話等により公表する。</p> <p>水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。</p>	<p>3 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表</p> <p>河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表する。</p> <p>また、河川防災カメラの画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表する。</p> <p>水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。</p> <p>なお、大野ダムについては、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。</p>	<p>3 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表</p> <p>河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表する。</p> <p>また、河川防災カメラの画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表する。</p> <p>水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。</p> <p>なお、大野ダムについては、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。</p>
<p>京都府水防計画との整合（京都地方気象台）</p> <p>57 第12 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視（府建設交通部）</p> <p>1 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の108雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壤雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。</p> <p>また、土砂災害警戒情報の基準値を超えた1キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。</p> <p>2、3（略）</p>	<p>4 連絡系統</p> <p>伝達手段及び経路を下図に示す。</p> <p>（図）</p> <p>第12 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視（府建設交通部）</p> <p>1 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の108雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壤雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。</p> <p>また、土砂災害警戒情報の基準値を超えた1キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。</p> <p>2、3（略）</p>	<p>4 連絡系統</p> <p>伝達方法及び経路を下図に示す。</p> <p>（図）</p> <p>（最新状況に差し替え）</p> <p>第12 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視（府建設交通部）</p> <p>1 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の108雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壤雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。</p> <p>2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。</p> <p>2、3（略）</p>
<p>字句修正等（建設交通部）</p> <p>58 〈表〉京都府雨量観測所（テレメーター）</p> <p>甘南備 京田辺市甘南備</p> <p>佐濃</p>	<p>〈表〉京都府雨量観測所（テレメーター）</p> <p>甘南備 京田辺市甘南備</p> <p>出合橋</p>	<p>〈表〉京都府雨量観測所（テレメーター）</p> <p>甘南備 京田辺市甘南備</p>

60 〈表〉京都水位観測所（テレメーター）

観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	水位情報周知	
(略)												
天神川（木津川）	天神川	0.30	0.70			3.56	木津川市山城町近	山城南		○		
不動川	不動川	0.70	1.20			3.26	木津川市山城町平尾	上木事務所		○		
(略)												
衣笠荒見（天神川）	天神川						京都市北区衣笠荒見町	京都土木事務所長				
(追加)												
(追加)												
(略)												
三俣	土師川	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20	福知山市字三俣地	中丹土木事務所長	○	○		
下篠尾	弘法川	(追加)	(追加)			(追加)	福知山市字篠尾		○			
堀	法川						福知山市堀					
上川口	牧川	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73	福知山市下小田小字荒砂66の1		○	○		
榎原	和久川	-0.40	0.70	0.70	1.10	2.69	福知山市大字押師小字岡本2054番地地先		○	○		
二俣	宮川	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10	福知山市大江町二俣		○	○		
額田（牧川）	牧川						福知山市夜久野町額田					
(略)												
合計		110箇所										

※洪水予報、水防警報、水位情報周知 ○：指定済み ●：指定予定

※鶴川（荒神橋）、桂川（保津橋・鳥羽）、園部川（小山）以外の河川の危険水位は、特別警戒水位設定の根拠とした水位

62 〈表〉京都府河川防災カメラ

河川名	箇所名	所在地	管理者	
鶴川	三条大橋	京都市東山区三条通大橋東入	京都土木	
(略)				
小畠川	落合橋	長岡京市久貝	乙訓土木	
(略)				
古川	佐古観測所	久御山町佐古	山城北土木	
(略)				
煤谷川	北福八妻	精華町北福八妻（調整池付近）	山城南土木	
(略)				
桂川	保津橋	亀岡市保津町	南丹土木	
(略)				
伊佐津川	九梓橋	舞鶴市七日市	中丹東土木	
(略)				
土師川	前ヶ島橋	福知山市長田段	中丹西土木	
和久川	和久川橋	福知山市奥野部		
弘法川	下篠屋観測所	福知山市下篠屋		
(略)				
法川	福知山公園	福知山市堀		
(追加)				
(略)				
大手川	京口橋	宮津市木ノ部	丹後土木	
(略)				
合計		7.0箇所		

〈表〉京都水位観測所（テレメーター）

観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	水位情報周知	
(略)												
天神川（木津川）	天神川	0.3	0.7			3.56	木津川市山城町近	山城南		○		
不動川	不動川	0.70	1.20			3.26	木津川市山城町平尾	上木事務所		○		
(略)												
衣笠荒見（天神川）	天神川						京都市北区衣笠荒見町	京都土木事務所長				
四ノ宮	四宮川						京都市山科区四ノ宮神田町	中丹土木事務所長				
安坐	安坐寺川						京都市山科区安坐寺敷町					
(略)												
三俣	土師川	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20	福知山市字三俣地	中丹土木事務所長		○	○	
土川口	牧川	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73	福知山市下小田字荒砂66の1			○	○	
榎原	和久川	-0.40	0.70	0.70	1.10	2.69	福知山市大字押師小字岡本2054番地地先			○	○	
下篠尾	弘法川	0.90	1.00			2.34	福知山市下篠尾					
二俣	宮川	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10	福知山市大江町二俣			○	○	
額田（牧川）	牧川						福知山市夜久野町額田					
堀	法川						福知山市堀					
(略)												
合計		112箇所										

※洪水予報、水防警報、水位情報周知 ○：指定済み (削除)

※鶴川（荒神橋）、桂川（保津橋・鳥羽）、園部川（小山）以外の河川の危険水位は、特別警戒水位設定の根拠とした水位

〈表〉京都府河川防災カメラ

河川名	箇所名	所在地	管理者	
鶴川	三条大橋	京都市東山区三条通大橋東入	京都土木事務所長	
(略)				
小畠川	落合橋	長岡京市久貝	乙訓土木事務所長	
(略)				
古川	佐古観測所	久御山町佐古	山城北土木事務所長	
(略)				
煤谷川	北福八間	精華町北福八間（調整池付近）	山城南土木事務所長	
(略)				
桂川	保津橋	亀岡市保津町	南丹土木事務所長	
(略)				
伊佐津川	九梓橋	舞鶴市七日市	中丹東土木事務所長	
(略)				
土師川	前ヶ島橋	福知山市長田段	中丹西土木事務所長	
和久川	和久川橋	福知山市奥野部		
弘法川	厚東観測所	福知山市厚東町		
(略)				
法川	福知山公園	福知山市堀		
(略)				
弘法川	上荒河橋	福知山市荒河	中丹西土木事務所長	
(略)				
大手川	京口橋	宮津市木ノ部		
(略)				
合計		7.1箇所		

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定 【(1) 住民避難誘導】 【(2) 防災・減災対策】	63	〈表〉 京都府河川防災カメラ (略)	〈表〉 京都府河川防災カメラ (略)
		〔追加〕	〔表〕 京都府水位観測所 (危機管理型水位計)
	65	〈図〉 京都府雨量水位観測所配置図	〈図〉 京都府雨量水位観測所配置図 <u>(最新状況に差し替え)</u>
	66	〈図〉 京都府河川防災カメラ配置図	〈図〉 京都府河川防災カメラ配置図 <u>(最新状況に差し替え)</u>
	67	〈表〉 国土交通省雨量観測所 (テレメータ)	〈表〉 国土交通省雨量観測所 (テレメータ) <u>(最新状況に差し替え)</u>
	68	〈表〉 国土交通省水位観測所 (テレメータ)	〈表〉 国土交通省水位観測所 (テレメータ) <u>(最新状況に差し替え)</u>
		第3節 市町村地域防災計画で定める事項	第3節 市町村地域防災計画で定める事項
	72	〈図〉 京都府予報警報等伝達経路図	〈図〉 京都府予報警報等伝達経路図 <u>(最新状況に差し替え)</u>
	73	〈表〉 淀川水系 (淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流) 洪水予報の連絡系統 淀川・木津川水防事務組合	〈表〉 淀川水系 (淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流) 洪水予報の連絡系統 淀川・木津川水防事務組合 <u>(木津川上流、桂川下流を除く)</u>
	74	〈表〉 由良川 (下流・中流) 洪水予報の連絡系統	〈表〉 由良川 (下流・中流) 洪水予報の連絡系統 <u>(最新状況に差し替え)</u>
京都府水防計画との整合 (建設交通部)	75	〈表〉 淀川水系 (淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川) 水防警報の連絡系統	〈表〉 淀川水系 (淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川) 水防警報の連絡系統 <u>(最新状況に差し替え)</u>
	76	〈表〉 由良川幹川水防警報の連絡系統 港湾局 京都中部広域消防組合消防本部	〈表〉 由良川幹川水防警報の連絡系統 港湾局 <u>港湾施設課</u> <u>(削除)</u>
	77	〈表〉 鴨川・高野川洪水予報の連絡系統 N T T西日本 またはN T T東日本	〈表〉 鴨川・高野川洪水予報の連絡系統 N T T西日本 またはN T T東日本 <u>(警報のみ)</u>
	78	〈表〉 桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統 N T T西日本 またはN T T東日本	〈表〉 桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統 N T T西日本 またはN T T東日本 <u>(警報のみ)</u>
	79	〈表〉 桂川 (保津橋、鳥羽) 水防警報の連絡系統	〈表〉 桂川 (保津橋、鳥羽) 水防警報の連絡系統 <u>(最新状況に差し替え)</u>
	89	〈表〉 犀川、上林川、八田川水防警報・水位情報の連絡系統	〈表〉 犀川、上林川、八田川水防警報・水位情報の連絡系統 <u>(最新状況に差し替え)</u>
		第2章 情報連絡通信網の整備計画	第2章 情報連絡通信網の整備計画
		第1節 情報連絡通信網の整備	第1節 情報連絡通信網の整備
	98	第2衛星通信系防災情報システムの整備 府衛星通信系防災情報システム (略) 衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。	第2衛星通信系防災情報システムの整備 府衛星通信系防災情報システム (略) 衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。 <u>また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を図る。</u>

時点修正等（危機管理部）	99	<p><b>第5 緊急時の情報通信の確保</b></p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保 緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、<u>府専用電話及び府業務用無線</u>の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。</p> <p>4、5 (略)</p>	<p><b>第5 緊急時の情報通信の確保</b></p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保 緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、<u>衛星携帯電話</u>の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。</p> <p>4、5 (略)</p>
字句修正等（危機管理部）	99	<p><b>第8 エリアメール・緊急速報メールの活用</b></p> <p>府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の<u>エリアメール・緊急速報メール</u>の活用を進める。</p>	<p><b>第8 緊急速報メール・事前登録によるメールの活用</b></p> <p>府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の<u>緊急速報メール・事前登録によるメール</u>の活用を進める。</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（建設交通部） 【(2) 防災・減災対策】	103	<p><b>第3章 河川防災計画</b></p> <p><b>第2節 河川改修計画</b></p> <p><b>第2 京都府の河川整備</b></p> <p>明日の京都における「暮らしの安全（犯罪や事故の危険性が小さく、災害にも強い社会へ）」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画を順次策定し、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。</p> <p>しかし、<u>府管理河川の河川整備率（=改修済延長／要改修延長）</u>は全体で約36%、<u>都市河川（市街化区域等を貫流する河川）</u>においても約54%と低い状況にある中で、未整備区間にについて直ちに河川整備を図ることは、予算的、時間的な制約もあり困難であるため、緊急性や実現性等を踏まえ、重点的な整備を行っている。</p> <p>一方、<u>近年、異常ともいわれる豪雨</u>が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況であることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、貯留浸透施設設置など流域の流出抑制対策やさまざまなソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な治水対策を図っていく。</p> <p>また、東日本大震災、府南部豪雨及び平成25年9月の台風18号災害を教訓に、天井河川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、堤防や水路橋など河川構造物について補強耐震化を検討し対策を実施する。</p> <p><b>1 活力あるまちづくりの支援</b></p> <p>(1) 地域振興プロジェクトと連携した河川整備</p> <p>(2) 生活用水確保等を目的とした多目的ダムの建設</p> <p><b>2 美しい河川環境を次世代に引き継ぐ</b></p> <p>(1) 都市部における健全な水環境の確保</p> <p>(2) 多自然川づくりの推進</p> <p>(3) 京の川づくり、京の川再生事業の推進</p> <p><b>3 府民参画による川づくり</b></p> <p>(1) 河川整備計画の策定にあたり府民の意見を反映</p> <p>(2) ワークショップ等により地域住民との協働で整備案を作成</p> <p><b>4 災害への迅速かつ的確な対応のための情報提供</b></p> <p>(1) 水防警報河川の拡充</p> <p>(2) 雨量・水位のリアルタイム情報の提供</p>	<p><b>第3章 河川防災計画</b></p> <p><b>第2節 河川改修計画</b></p> <p><b>第2 京都府の河川整備</b></p> <p>明日の京都における「暮らしの安全（犯罪や事故の危険性が小さく、災害にも強い社会へ）」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画を順次策定し、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。</p> <p>また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、河川整備を推進する。</p> <p>一方、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、貯留浸透施設設置など流域の流出抑制対策や、<u>危機機管理型水位計の設置</u>などのさまざまなソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な治水対策を図っていく。</p> <p>また、河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時に復旧活動を支援するため、排水ポンプ車の効果的な運用を行う。</p> <p>そのほか、東日本大震災、府南部豪雨及び平成25年9月の台風第18号災害を教訓に、天井河川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、堤防や水路橋など河川構造物について補強耐震化を検討し対策を実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p>
字句修正等（建設交通部）	104	<p><b>第3節 ダムの現状と洪水調整</b></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第3節 ダムの現状と洪水調整</b></p> <p><b>第1 平成30年7月豪雨を踏まえたダムの洪水調節機能と情報の充実</b></p> <p>平成30年7月豪雨を踏まえた、国の「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」提言を踏まえ、より効果的なダム操作や有効活用のための方策を検討するとともに、より有効な住民周知の方策を検討する。</p> <p>特に、大野ダムについては、洪水調節容量を確保するため、暫定対応として事前放流目標水位を引き下げることとし、実証実験により段階的に目標水位を下げる。また、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。</p> <p>異常洪水時防災操作が実施され、下流で甚大な被害が発生すると予測された場合には、市町において、緊急速報メール等を活用するなど、速やかに住民に情報伝達する。</p> <p><b>第2 ダムの現状と洪水調整</b></p> <p><b>1 天ヶ瀬ダム</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

	第2～第7 (略)	2～7 (略)
組織改編等に伴う改定（関西電力株式会社）	111 〈表〉和知ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱舞鶴電力所 関西電力㈱京都電力部 関西電力㈱福知山営業所 関西電力㈱舞鶴事業所	〈表〉和知ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱京都水力センター 関西電力㈱水力事業本部 関西電力㈱福知山配電営業所 関西電力㈱舞鶴技術サービスセンター
平成30年7月豪雨を踏まえた改定（建設交通部）	113 〈表〉日吉ダム放流通報の連絡系統 （追加） 長岡京市	〈表〉日吉ダム放流通報の連絡系統 向日市 長岡京市
時点修正等（農林水産部）	115 第4章 林地保全計画 第1節 国有林・官行造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,616ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,871haがある。このうち5,082ha（国有林4,302ha、官行造林地780ha）が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保健、風致の保安林に指定されている。これらの保安林については、それぞれの保安機能の維持と向上を図るために、造林事業、治山事業の推進に努めている。  第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積342,681haのうち、民有林森林面積は335,309haであり、そのうち105,126haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。 したがって、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、山地災害危険地や国土安全上重要な森林を保安林に指定し、災害の未然防止に努めている。  第2 保安林の整備 1 自然災害や経済的理由等で保安林機能が低下している保安林を改善するため、各種林業施策を講じ機能の充実を図る。 2 保安林の管理を重点的に進め、特に機能の低下している保安林を特定保安林に指定し、その機能回復を図る。  第3 森林整備事業（造林事業） 1 現状 平成28年度末の府内の人工林面積は126,587haである。近年、拡大造林面積は年間50から130ha程度で推移してきたが、一層低下の傾向にある。 さらに人工林の伐採後に植林されないケースも出てきており、伐採跡地における森林の適切な更新が懸念されている。 また、間伐等の実施が遅れたり、放置される森林もあり、公益的機能の低下が懸念されている。これらは木材価格等の低迷や扱い手の不足等が原因と考えられる。 2 計画の方針 森林整備保全事業計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、国有林野の持つ国土の保全等公益的機能の維持増進のための計画的な整備を推進する。  3 計画の内容 森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、間伐等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図ることとする。  また、放置され、機能の低下を招いている人工林に対しては、強度の間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備していくこととする。	第4章 林地保全計画 第1節 国有林・官行造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,588ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,672haがある。このうち5,082ha（国有林4,302ha、官行造林地780ha）が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保健、風致の保安林に指定されている。これらの保安林については、それぞれの保安機能の維持と向上を図るために、造林事業、治山事業の推進に努めている。  第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積342,648haのうち、民有林森林面積は335,283haであり、そのうち105,470haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。 したがって、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、山地災害危険地や国土安全上重要な森林を保安林に指定し、災害の未然防止に努めている。  第2 保安林の整備 1 自然災害や手入れ不足等で保安林機能が低下している保安林を改善するため、各種林業施策を講じ機能の充実を図る。 2 保安林の管理を重点的に進め、山地災害危険地区に判定された保安林について、その機能回復を図る。  第3 森林整備事業（造林事業） 1 現状 平成29年度末の府内の人工林面積は126,562haである。近年、拡大造林面積は年間30から130ha程度で推移してきたが、一層低下の傾向にある。 さらに人工林の伐採後に植林されないケースも出てきており、伐採跡地における森林の適切な更新が懸念されている。 また、間伐等の実施が遅れたり、放置される森林もあり、公益的機能の低下が懸念されている。これらは木材価格等の低迷や扱い手の不足等が原因と考えられる。 2 計画の方針 森林整備保全事業計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、国有林野の持つ国土の保全等公益的機能の維持増進のための計画的な整備を推進する。 また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、流木被害の未然防止対策を実施する。 3 計画の内容 森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、C L T（直交集成板）など新たな需要の創出により、木材価格の向上と経営の集約化による低コスト化を促進し、人工林の間伐や再造林等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図る。 また、採算面から手入れされず、今後も経営困難な人工林については、国の森林環境譲与税を活用して市町村が所有者の特定や施業の把握など必要な管理を進めるとしており、府としてもこうした市町村の取組が進むよう市町村向けの相談窓口の設置や職員研修等の支援を実施する。 放置され、機能の低下を招いている人工林については、強度の間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備する。

山地灾害危険地区の周知等に係る府の役割を明記（農林水産部）

116

(追加)

人工林が台風等により倒木被害を受けた場合は、早期復旧に向け、被害木の伐倒や集積等、再造林に向けた整備を支援する。

#### 第4 山地灾害危険地区的周知等

##### 1 山地灾害危険地区

地形等から山地灾害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地灾害危険地区」とする。

##### 2 市町村への資料提供

府は人命保護の立場から山地灾害危険地区に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に山地灾害危険地区対策として組み入れられるよう、助言・支援する。

##### 3 地域住民への周知

人的被災を極力軽減するため、関係市町村を通じて山地灾害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、山地灾害危険地区に関する詳しい情報は、各広域振興局森づくり推進室及び京都林務事務所で閲覧できるようにすることとし、さらに、山地灾害危険地区の位置や種別などをインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

(平成30年3月現在)

山地灾害危険地区的種類	箇所数	備考
山腹崩壊	2,776箇所	
地すべり	26箇所	※該当市町村を下記に示す。
崩壊土砂流出	2,270箇所	
合計	5,072箇所	

※京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（建設交通部）

117

#### 第5章 砂防関係事業計画

##### 第1節 総則

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって京都府内の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹灾害危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。

#### 第5章 砂防関係事業計画

##### 第1節 総則

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって京都府内の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹灾害危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。

また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、砂防関係事業を推進する。

時点修正等（建設交通部）

117

##### 第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

(略)

平成30年2月現在における府内の指定区域は下表のとおりである。関係図書は、砂防課及び関係土木事務所及び関係市町村で縦覧に供し、さらに、指定区域及び基礎調査結果情報をインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

(平成30年2月1日現在)

自然現象の種類	指定区域		備考
	警 戒 区 域	うち特別警戒区域	
土 石 流	6,718 箇所	4,308 箇所	*指定区域のある市町を下記に示す。
急傾斜地の崩壊	9,972 箇所	9,770 箇所	
地 す べ り	57 箇所	箇所	
合 計	16,747 箇所	14,078 箇所	

※ (略)

##### 第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

(略)

平成31年3月末現在における府内の指定区域は下表のとおりである。関係図書は、砂防課及び関係土木事務所及び関係市町村で縦覧に供し、さらに、指定区域及び基礎調査結果情報をインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

(平成31年3月31日現在)

自然現象の種類	指定区域		備考
	警 戒 区 域	うち特別警戒区域	
土 石 流	6,726 箇所	4,307 箇所	*指定区域のある市町を下記に示す。
急傾斜地の崩壊	9,992 箇所	9,786 箇所	
地 す べ り	57 箇所	箇所	
合 計	16,775 箇所	14,093 箇所	

※ (略)

字句修正等（建設交通部）	118	<p>第4節 土砂災害における警戒避難体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、市町村地域防災計画において、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。この場合、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画(避難確保計画)を作成するものとする。</p>	<p>第4節 土砂災害における警戒避難体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、市町村地域防災計画に当該施設を位置づけることとし、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画(避難確保計画)を作成し、避難訓練を実施する。</p>
字句修正等（建設交通部）	119	<p>第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）</p> <p>第2 基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、<u>土砂災害危険箇所</u>の点検結果等を鑑み、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）</p> <p>第2 基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、<u>土砂災害警戒区域等</u>の点検結果等を鑑み、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
字句修正等（京都地方気象台）	120	<p>第5 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>1 システムの概要</p> <p>本システムは気象台による降水予測（解析雨量）と、京都府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 用語解説</p> <p>(略)</p> <p>C L：この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定した。</p>	<p>第5 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>1 システムの概要</p> <p>本システムは気象台による降水予測と、京都府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 用語解説</p> <p>(略)</p> <p>C L：この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行った上で必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（建設交通部）			
【(1) 住民避難】			
字句修正等（京都地方気象台）		<p>〈図〉 情報判定の発表方法</p> <p>スネーク曲線</p> <p>実際の降雨の推移（破線と太線は降雨予測1）</p>	<p>〈図〉 情報判定の発表方法</p> <p>スネーク曲線</p> <p>実際の降雨の推移（破線と太線は降雨予測）</p>
字句修正及び時点修正等（建設交通部）	122	<p>第8節 土石流対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>(略)</p> <p>府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある渓流（渓流勾配15°以上）が5,024渓流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある渓流を含む）あり、その対策を講じる。</p>	<p>第8節 土石流対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>(略)</p> <p>府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある<u>土砂災害警戒区域に指定された渓流</u>（渓流勾配15°以上）が6,726渓流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある渓流を含む）あり、その対策を講じる。</p>
字句修正及び時点修正等（建設交通部）	122	<p>第9節 地すべり対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>(略)</p> <p>府内には、地すべりが発生するおそれのある箇所が58箇所あり、その対策を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 地すべり対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>(略)</p> <p>府内には、地すべりが発生するおそれのある<u>土砂災害警戒区域に指定された箇所</u>が57箇所あり、その対策を講じる。</p> <p>(略)</p>
字句修正及び時点修正等（建設交通部）	123	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所が3,765箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある<u>土砂災害警戒区域に指定された箇所</u>が9,992箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。</p> <p>(略)</p>

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（建設交通部）

【(2) 防災・減災対策】

124 第11節 土砂災害復旧計画

土砂災害後の復旧体系は次のとおり

災害の種別	法 指 定	事業の種類	根拠法令
(略)			
急傾斜地崩壊	急傾斜地 崩 壊 危険区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</li><li>・災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業</li><li>・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業</li><li>・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業</li><li>・<u>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法</u></li><li>・<u>森林法</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</li></ul>
保 安 林 指 定 地	<u>（追加）</u>	・林地崩壊防止事業	

(略)

第11節 土砂災害復旧計画

土砂災害後の復旧体系は次のとおり

災害の種別	法 指 定	事業の種類	根拠法令
(略)			
急傾斜地崩壊	急傾斜地 崩 壊 危険区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</li><li>・災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業</li><li>・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業</li><li>・<u>区域等なし</u></li><li>・<u>災害関連地域防災がけ崩れ対策事業</u></li><li>・<u>林地崩壊防止事業</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</li><li>・<u>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法</u></li><li>・<u>地方財政法</u></li><li>・<u>森林法</u></li></ul>
保 安 林 指 定 地			

(略)

字句修正及び時点修正等（建設交通部）

125 〈表〉 土砂災害危険箇所等一覧表（その1）  
(略)

字句修正及び時点修正等（建設交通部）

126 〈表〉 土砂災害危険箇所等一覧表（その2）  
(略)

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（近畿農政局、農林水産部）

【(2) 防災・減災対策】

## 第6章 農業用施設防災計画

### 第1節 現況

#### 第2 農業用ため池

農業用ため池は府内に約1,600箇所あり、耕地面積の約4割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

特に地域への影響が大きく防災上注意を要するため池については、「防災重点ため池」と位置づける。

なお、京都府における選定の考え方は以下のとおりとし、選定は水防管理者である市町村が行う。

- ・決壊した場合に人家や病院、学校などの重要な公共施設に影響を与える恐れがあるもの
- ・堤高15m以上で、下流農地・農業用施設などに多大な影響を与える恐れがあるもの
- ・その他、市町村が地域の状況により必要と判断するもの

字句修正等（農林水産部）

127 第3 地すべり防止区域  
〈表〉 農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域  
相楽郡和束町

字句修正等（農林水産部）

128 第2節 計画の方針  
第2 農業用施設関係  
(略)

また、施設被災（以下「1次災害」という。）に伴い人家や公共施設に被害（以下「2次災害」といふ。）が予想される施設については、広域振興局等は、ハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を順次進めていくよう関係市町村及び施設管理者を指導する。  
(略)

併せてため池については、気象情報をもとに決壊等の危険性を予測するシステムの導入など、洪水対策の充実を図る。

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（近畿農政局、農林水産部）

【(2) 防災・減災対策】

字句修正等（農林水産部）

128 第3節 計画の内容  
農業用施設の1次災害予防と施設の安全対策及び2次災害への備えとして、市町村及び土地改良区並びに農業施設管理団体に対して、以下の内容について助言・支援する。

## 第6章 農業用施設防災計画

### 第1節 現況

#### 第2 農業用ため池

農業用ため池は府内に約1,600箇所あり、耕地面積の約4割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

特に決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点ため池」と位置づける。

具体的な選定基準は以下のとおりとし、選定は地域の実情を十分に把握している市町村が行う。

- ・ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ・ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m<sup>3</sup>以上のもの
- ・ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m<sup>3</sup>以上のもの
- ・地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から京都府及び市町村が必要と認めるもの

### 第3 地すべり防止区域

〈表〉 農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域  
相楽郡和束町

### 第2節 計画の方針

#### 第2 農業用施設関係

(略)

また、施設被災（以下「一次災害」という。）に伴い人家や公共施設に被害（以下「二次災害」といふ。）が予想される施設については、広域振興局等は、ハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を順次進めていくよう関係市町村及び施設管理者を指導する。

(略)

併せてため池については、気象情報をもとに決壊等の危険性を予測するシステムの導入など、洪水対策の充実を図る。さらに、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性等を踏まえて、ため池の施設整備を実施する。

### 第3節 計画の内容

農業用施設の一次災害予防と施設の安全対策及び二次災害への備えとして、市町村及び土地改良区並びに農業施設管理団体に対して、以下の内容について助言・支援する。

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（農林水産部）  
【(2) 防災・減災対策】

128	<p>第1 一般事項</p> <p>1 ソフト対策</p> <p>(1) 農業用施設台帳整備と定期点検 (略) 特にため池については、諸元情報をデータベース化するとともに、関係市町村及びため池管理者に対して定期的に点検調査の実施を助言・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。</p> <p>(2) ハザードマップ（安心・安全マップ）等 (略) 特に決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、広域振興局等は、関係市町村及びため池管理者に対し、ため池のハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を進めるよう、助言・支援する。</p> <p>(略)</p>
-----	--

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定及び字句修正等（農林水産部）  
【(2) 防災・減災対策】

129	<p>第2 個別事項</p> <p>1 大雨、洪水対策</p> <p>集中豪雨や台風によりもたらされる大雨、洪水から農業用施設の<u>1次災害</u>を防止するための日常的な対応措置をとること。</p> <p>(1) ため池</p> <p>ア 巡視による異常の早期発見<u>とこれの報告</u>、特に草刈りの励行 イ 斜樋底樋の排水態勢の点検整備 ウ～エ (略) オ 不用貯水の排除及び事前放流 (追加) (追加)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 用排水路</p> <p>しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理 イ (略)</p> <p>(4) 用排水機場（ポンプ）</p> <p>ア 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備<u>試運転</u> イ ディーゼル機関の燃料の確保<u>保管</u> ウ、エ (略)</p>
-----	---

字句修正等（農林水産部）

130	<p>2 地震対策</p> <p>(1) 農地や農業用施設の<u>1次災害</u>が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確には握でき得るようにしておくこと。</p> <p>(2) 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に<u>2次災害</u>を与える恐れのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用について検討を加えること。</p>
-----	---

災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定（建設交通部）  
【(2) 防災・減災対策】

131	<p>第7章 内水対策計画</p> <p>第1節 内水対策の現況</p> <p>(略)</p>
-----	---

災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定（建設交通部）  
【(2) 防災・減災対策】

131	<p>第2節 内水河川における対策</p> <p>第1～8 (略) (追加)</p>
-----	--

第1 一般事項	1 ソフト対策
	(1) 農業用施設台帳整備と定期点検等 (略) 特にため池については、諸元情報をデータベース化するとともに、関係市町村及びため池管理者に対して定期的に点検調査を実施し、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努めるとともに、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう助言・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ＩＣＴ）の付加を検討する。

(2) ハザードマップ（安心・安全マップ）等 (略) 特に決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、広域振興局等は、関係市町村及びため池管理者に対し、ため池のハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を進めるよう、助言・支援する。 なお、関係市町村は、作成したハザードマップの下流の人家等への配付により危険情報を共有する等公表に努めるとともに、府は、公表の際には京都府マルチハザード情報提供システムに掲載する。	(略)
---	-----

第2 個別事項	1 大雨、洪水対策
	集中豪雨や台風によりもたらされる大雨、洪水から農業用施設の <u>1次災害</u> を防止するための日常的な対応措置をとること。

(1) ため池	ア 巡視による異常の早期発見 <u>及び報告</u> 、特に草刈り <u>及び流木除去</u> の励行 イ 斜樋底樋の点検整備 ウ～エ (略) オ 不用貯水の排除及び事前放流の徹底 カ 農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管 キ 未利用ため池の廃止
(2) (略)	
(3) 用排水路	しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理 イ (略)
(4) 用排水機場（ポンプ）	ア 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備 <u>試運転</u> イ ディーゼル機関の燃料の確保 <u>保管</u> ウ、エ (略)

2 地震対策	(1) 農地や農業用施設の <u>1次災害</u> が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておくこと。
	(2) 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に <u>2次災害</u> を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用について検討すること。

第7章 内水対策計画	第1節 内水対策の現況
	(略) 平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨により由良川流域において、内水被害が発生したことから、由良川減災対策協議会大規模内水対策部会において、沿川自治体や関係機関が連携して対策に取り組んでいる。

第2節 内水河川における対策	第1～8 (略)
	第9 その他の由良川支川 平成30年7月豪雨における由良川流域の大規模な内水浸水被害を踏まえ、国、府、市が連携し、河道内樹木の伐採や河道掘削による本川水位の低下、水位情報把握のための危機管理体制水位計設置、貯留・

排水機能の向上、排水ポンプ車の活用等、内水対策を推進する。

字句修正等（京都市）

135

### 第3節 土地改良区等の対策

#### 第3 洛南地区

松林排水機場					
施設管理者	洛南土地改良区				
種類	渦巻				
口径・台数	500mm	1 台	300mm	1 台	
		200mm	1 台		
能力・台数	0.50m <sup>3</sup> /s	1 台	0.17m <sup>3</sup> /s	1 台	
		0.06m <sup>3</sup> /s	1 台		
排水能力	0.73m <sup>3</sup> /s				
実揚程	7.0 m				
計画河川水位	O P 16.35m				
計画排水路水位	O P 11.10m				
原動機馬力・台数	電動機55kw	1 台	22kw	1 台	
		7.5kw	1 台		
排水先	宇治川				
設置年度	500mm 口 径 昭和26年				
	300mm 口 径 昭和22年				
	200mm 口 径 昭和56年改修				
その他	昭和22～25年洛南干拓事業				

### 第3節 土地改良区等の対策

#### 第3 洛南地区

松林排水機場					
施設管理者	洛南土地改良区				
種類	渦巻			水中	
口径・台数	500mm	1 台	300mm	1 台	300mm 1 台
		200mm	1 台		
能力・台数	0.50m <sup>3</sup> /s	1 台	0.17m <sup>3</sup> /s	1 台	0.25m <sup>3</sup> /s 1 台
		0.06?/s	1 台		
排水能力	0.73m <sup>3</sup> /s				
実揚程	7.0 m				
計画河川水位	O P 16.35m				
計画排水路水位	O P 11.10m				
原動機馬力・台数	電動機55kw	1 台	22kw	1 台	電動機30kw 1 台
		7.5kw	1 台		
排水先	宇治川				
設置年度	500mm 口 径 昭和26年				平成23年度
	300mm 口 径 昭和22年				
	200mm 口 径 昭和56年改修				
その他	昭和22～25年洛南干拓事業				

字句修正等（京都市）

135

#### 第4 巨椋池地区

施設管理者 巨椋池地域排水対策協議会

### 第10章 道路及び橋梁防災計画

#### 第1節 道路の現況

〈表〉 道路状況一覧表

道 路 種 別	道 路 現 況		危険箇所数（平成8、9年度点検結果）		
	管 理 延 長 (k m)	橋 梁 節 所 数 (平成28.4. 1)	崩 土 等	な だ れ	そ の 他
一 般 国 道	450.9	522	109	1	15
主 要 地 方 道	887.0	951	284	2	16
一 般 府 道	821.6	804	241	0	20
計	2,159.5	2,277	634	3	51

#### 第4 巨椋池地区

施設管理者 巨椋池排水機場管理協議会

### 第10章 道路及び橋梁防災計画

#### 第1節 道路の現況

〈表〉 道路状況一覧表

道 路 種 別	道 路 現 況		危険箇所数（平成8、9年度点検結果）		
	管 理 延 長 (k m)	橋 梁 節 所 数 (平成29.3. 31)	崩 土 等	な だ れ	そ の 他
一 般 国 道	463.9	524	109	1	15
主 要 地 方 道	883.6	934	284	2	16
一 般 府 道	824.0	801	241	0	20
計	2,171.5	2,259	634	3	51

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（建設交通部）

143

#### 第3節 計画の内容

##### 第1 道路整備事業

（略）

具体的には、緊急輸送道路ネットワークや代替性の確保を図るダブルネットワークの形成や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災・耐震対策等を進めている。

#### 第3節 計画の内容

##### 第1 道路整備事業

（略）

具体的には、緊急輸送道路ネットワークや代替性の確保を図るダブルネットワークの形成や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災・耐震対策等を進めている。

なお、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、道路整備を推進する。

字句修正等（建設交通部）

143

#### 第3 除雪地域

（略）

福知山市

#### 第3 除雪地域

（略）

福知山市

字句修正等（農林水産部）

151

### 第11章 防災営農対策計画

#### 第2節 雪害及び寒干害予防対策

##### 第1 農作物対策

1 ~ 3 （略）

4 たばこ

### 第11章 防災営農対策計画

#### 第2節 雪害及び寒干害予防対策

##### 第1 農作物対策

1 ~ 3 （略）

（削除）

		<u>3～6</u> (略) <u>7 桑 (養蚕)</u> <u>8</u> (略)	<u>4～5</u> (略) <u>(削除)</u> <u>6</u> (略)
字句修正等（農林水産部）	154	<p>第2 林業対策 1～4 (略) 5 治山 (1) 伐採の規制 <u>民家の上方にあり、なだれのおそれがある山林は、伐採の規制をする必要がある。</u> (2) 実態の把握 降雪により今後なだれのおそれがある箇所を把握し、監視体制を整備すること。</p>	<p>第2 林業対策 1～4 (略) 5 治山 (削除) <u>(削除)</u> 降雪により今後なだれのおそれがある箇所を把握し、監視体制を整備すること。</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（農林水産部） 【(8) 暴風対策】	156	<p>第3節 風水害予防対策 第1 農作物対策（夏季） 1～3 (略) 4 野菜 (1)～(4) (略) (5) ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。  (6) (略) 5 (略) 6 花き (1)、(2) (略) (3) ハウス栽培においては、被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウスの補強を行う。  7 (略)</p> <p>第2 農作物対策（秋季） 1、2 (略) 3 野菜 (1)～(5) (略) (6) ハウス周囲は水量が多いのでハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。  (7) ハウスのビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。</p>	<p>第3節 風水害予防対策 第1 農作物対策（夏季） 1～3 (略) 4 野菜 (1)～(4) (略) (5) ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。 <u>また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じることなど、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。</u> (6) (略) 5 (略) 6 花き (1)、(2) (略) (3) ハウス栽培においては、被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウスの補強を行う。 <u>また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。</u> 7 (略)</p> <p>第2 農作物対策（秋季） 1、2 (略) 3 野菜 (1)～(5) (略) (6) ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。 <u>また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。</u> (7) ハウス周囲は水量が多いのでハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（建設交通部） 【(9) 地震防災対策】	163	<p>第12章 建造物防災計画 第1節 建築物の防災対策 第2 建築物防災対策の基本方針 1 (略) 2 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて考える必要がある。 (1)、(2) (略) (3) 既存建築物の防災性能向上 現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行うこと。</p> <p>第3 対象建築物と具体的対策 1 公共建築物 (1)～(3) <u>(追加)</u> 2 (略) 3 住宅、その他の建築物 (1)～(3) (略)</p>	<p>第12章 建造物防災計画 第1節 建築物の防災対策 第2 建築物防災対策の基本方針 1 (略) 2 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて考える必要がある。 (1)、(2) (略) (3) 既存建築物の防災性能向上 現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行うこととし、京都府建築物耐震改修推進計画に耐震化率の目標を設定し、耐震診断・耐震改修の促進を図る。</p> <p>第3 対象建築物と具体的対策 1 公共建築物 (1)～(3) (4) ブロック塀の点検、撤去又は改修 2 (略) 3 住宅、その他の建築物 (1)～(3) (略)</p>

		(追加) (4)、(5) (略) (追加)	(4) ブロック塀等の相談窓口設置、危険なブロック塀の除却の促進 (5)、(6) (略) (7) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下防止対策の啓発推進
時点修正等（教育庁）	166	<b>第13章 文化財災害予防計画</b> 第1節 現状 第1 建造物 (略) 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は <u>1,016</u> 棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の <u>322</u> 棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。 (略)	<b>第13章 文化財災害予防計画</b> 第1節 現状 第1 建造物 (略) 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は <u>1,109</u> 棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の <u>328</u> 棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。 (略)
時点修正等（教育庁）	166	第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は <u>407</u> 社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したことによって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。 なお、有形民俗文化財の国指定は府内に <u>22</u> 件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在 <u>270</u> 所有者、 <u>558</u> 件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが <u>183</u> 件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の <u>375</u> 件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは <u>53</u> 件ある。残る <u>322</u> 件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-6参照〕	第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は <u>408</u> 社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したことによって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。 なお、有形民俗文化財の国指定は府内に <u>5</u> 件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在 <u>350</u> 所有者、 <u>733</u> 件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが <u>183</u> 件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の <u>550</u> 件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは <u>53</u> 件ある。残る <u>497</u> 件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-6参照〕
時点修正等（教育庁）	166	第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は <u>137</u> 件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は <u>90</u> 件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-7参照〕	第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は <u>139</u> 件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は <u>100</u> 件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-7参照〕
字句修正等（教育庁）	167	第3節 計画の内容 第5 文化的景観 重要文化的景観又は府選定文化的景観選定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。	第3節 計画の内容 第5 文化的景観 重要文化的景観又は府選定文化的景観選定地域内にあって重要な構成要素として特定された建造物については、国・府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。
時点修正等（危機管理部）	172	<b>第14章 危険物等保安計画</b> 〈表〉 高圧ガス施設 京都府一般高圧ガス保安研究会 <u>0774-63-2777</u> 京都府冷凍設備保安協会 <u>075-315-8061</u> 京都府高圧ガス溶材組合 <u>075-361-0245</u>	<b>第14章 危険物等保安計画</b> 〈表〉 高圧ガス施設 京都府一般高圧ガス保安研究会 <u>075-623-3046</u> 京都府冷凍設備保安協会 <u>075-322-2130</u> 京都府高圧ガス溶材組合 <u>075-322-2123</u>
字句修正等（危機管理部）	173	〈表〉 火薬類施設 (公社) 日本煙火協会京滋地区会	〈表〉 火薬類施設 日本煙火協会京滋地区会
字句修正等（第八管区海上保安本部）	181	<b>第15章 消防組織整備計画</b> 第3節 市町村地域防災計画に定める事項 〈表〉 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 第八管区海上保安本部 警備救難部環境防災課	<b>第15章 消防組織整備計画</b> 第3節 市町村地域防災計画に定める事項 〈表〉 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 第八管区海上保安本部 警備救難部運用司令センター
字句修正等（建設交通部）	183	<b>第16章 鉄道施設防災計画</b> 〔(追加) 西日本旅客鉄道株式会社 (略)〕	<b>第16章 鉄道施設防災計画</b> 〔府建設交通部 西日本旅客鉄道株式会社 (略)〕

災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定 【(2) 防災・減災対策】	184	第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画 <u>(追加)</u>  第1～第3 (略)	第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画 <u>第1 施設の防災対策</u> 平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、路線の防災対策を推進する。 第2～第4 (略)
時点修正等（京都市）	193	〈図〉別図3 京都市営地下鉄路線図	〈図〉別図3 京都市営地下鉄路線図 <u>(最新状況に差し替え)</u>
字句修正等（危機管理部）	196	第18章 電気・ガス施設防災計画 <u>(追加)</u> 関西電力株式会社 大阪ガス株式会社	第18章 電気・ガス施設防災計画 府危機管理部 関西電力株式会社 大阪ガス株式会社
台風第21号を踏まえた修正（関西電力㈱）	196	第1節 電気施設防災計画 第2 計画の方針 設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保をはかるため、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。	第1節 電気施設防災計画 第2 計画の方針 設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保をはかるため、 <u>「台風21号検証委員会最終報告（2018年12月13日）」も踏まえて、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。</u>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(7) 停電対策】	196	<u>(追加)</u>	<u>第4 府の対策内容</u> 府は、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等）が電力を確保できるよう平常時から体制を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関係機関と共有する。
字句修正等（大阪ガス㈱）	198	第2節 ガス施設防災計画 第2 予防計画の内容 1 (略) 2 ガス施設対策（ガス供給設備） (1)、(2) (略) (3) その他防災設備 ア 検知・警報設備 災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ <u>製造所</u> 、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。 (ア)～(ウ) (略) イ、ウ (略) (4)、(5) (略)	第2節 ガス施設防災計画 第2 予防計画の内容 1 (略) 2 ガス施設対策（ガス供給設備） (1)、(2) (略) (3) その他防災設備 ア 検知・警報設備 災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。 (ア)～(ウ) (略) イ、ウ (略) (4)、(5) (略)
備蓄倉庫の追加（危機管理部）	202	第19章 資材器材等整備計画 第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 1～3 (略) 4 備蓄物資の保管 (1) (略) 京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁町 旧府知的障害者更正相談所 <u>(追加)</u> 近衛倉庫：京都市左京区吉田近衛町 旧府洛東病院近衛寮 (2) (略)	第19章 資材器材等整備計画 第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 1～3 (略) 4 備蓄物資の保管 (1) (略) 京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁町 旧府知的障害者更正相談所 北山倉庫：京都市左京区下鴨半木町 旧府立総合資料館内 近衛倉庫：京都市左京区吉田近衛町 旧府洛東病院近衛寮 (2) (略)
字句修正等（近畿農政局）	203	第2 米穀等食料の確保 1、2 (略) 3 府は市町村からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを「食料品の調達系統」に示す。	第2 米穀等食料の確保 1、2 (略) 3 府は市町村からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを「食料品の調達系統」に示す。

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(7) 停電対策】	<p>203 第5 燃料の確保 府は、石油連盟との重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の設備等情報（燃料を配達すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報）を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>第20章 防災知識普及計画</b></p> <p>208 第2節 計画の内容 第2 防災リーダーの養成 1 地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施するものとする。 <u>(追加)</u> 2 (略) 3 一般住民に対する啓発 1 (略) 2 各種メディアによる普及 各機関は、ハザードマップ、広報紙、広報番組及びポスター、ビデオの他、ホームページ等各種メディア等を積極的に活用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。 3、4 (略) 5 普及の内容 (1) (略) (2) 日常普段の減災に向けた取組 ア～オ (略) <u>(追加)</u> カ、キ (略) (3) (略) (4) 史実の継承 郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。 (5)～(6) (略)</p> <p><b>第22章 自主防災組織整備計画</b></p> <p>213 第1節 計画の方針 第1 自主防災組織の具体的活動 (略) 平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、取るべき避難行動を時系列で整理した避難計画の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。 (略)</p> <p>213 第2 住民組織の必要性の啓発と指導 (略) 京都府は、組織の整備拡充を図る市町村を支援し、府域の全域で組織化が図られるよう努めるとともに、日常の組織活動についても充実化が図られるよう市町村と連携し、支援に努めるものとする。</p> <p>214 第2節 地域における取組 第5 自主防災組織の内容 1 (略) 2 防災計画の策定 (1)、(2) (略) (3) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。</p>	<p>第5 燃料の確保 府は、石油連盟との重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の設備等情報（燃料を配達すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報）を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。 <u>なお、重要施設の管理者は、非常用電源設備を整備した上で、上記による燃料調達が困難な場合に備えて、自衛的な燃料備蓄の確保や自力での燃料調達ができるように努める。</u></p> <p><b>第20章 防災知識普及計画</b></p> <p>第2節 計画の内容 第2 防災リーダーの養成等 1 地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。 2 市町村消防団や自主防災組織と連携し、避難行動タイムラインに基づく<u>プッシュ型</u>の避難を地域内で呼びかける「災害時声掛け隊」等の体制を確立する。 3 (略)</p> <p>第3 一般住民に対する啓発 1 (略) 2 各種メディアによる普及 各機関は、ハザードマップ、広報紙、広報番組及びポスター、ビデオの他、メールやホームページ等各種メディア等を積極的に活用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。 特に、事前登録によるメールについては、防災の知識・意識の向上のため、積極的に活用する。 3、4 (略) 5 普及の内容 (1) (略) (2) 日常普段の減災に向けた取組 ア～オ (略) <u>カ</u> 適切に避難行動をするためのタイムライン（避難計画）の作成 キ、ク (略) (3) (略) (4) 史実の継承 郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、<u>避難行動の成功事例</u>などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。 (5)～(6) (略)</p> <p><b>第22章 自主防災組織整備計画</b></p> <p>第1節 計画の方針 第1 自主防災組織の具体的活動 (略) 平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、<u>指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定</u>、取るべき避難行動を時系列で整理した<u>タイムライン（避難計画）</u>の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。 (略)</p> <p>第2 住民組織の必要性の啓発と指導 (略) 京都府は、組織の整備拡充を図る市町村を支援し、府域の全域で組織化が図られるよう努めるとともに、<u>取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）</u>の作成や防災訓練等の日常の組織活動についても充実化が図られるよう市町村と連携し、支援に努めるものとする。</p> <p>第2節 地域における取組 第5 自主防災組織の内容 1 (略) 2 防災計画の策定 (1)、(2) (略) (3) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。<u>（特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域</u></p>
--	---	---

		<p>(4) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。</p> <p>(9)、(10) (略)</p>	<p>等)</p> <p>(4) 地域住民は、<u>自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など</u>、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 避難場所（<u>指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む</u>）、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。</p> <p>(9)、(10) (略)</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(3) 防災体制強化】	216	<p><b>第23章 企業等防災対策促進計画</b></p> <p><b>第2節 計画の内容</b></p> <p>第1 企業等における防災対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害時の企業等の事業継続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業継続計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>第23章 企業等防災対策促進計画</b></p> <p><b>第2節 計画の内容</b></p> <p>第1 企業等における防災対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害時の企業等の事業継続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業継続計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、<u>交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮すること</u>とし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（建設交通部） 【(1) 住民避難】	219	<p><b>第24章 社会福祉施設防災計画</b></p> <p><b>第1節 現状</b></p> <p>(略)</p> <p>また、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、市町村の地域防災計画に記載された社会福祉施設等では、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成が義務付けられている。</p> <p><b>第2節 予防対策</b></p> <p>第3 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努めるものとする。</p>	<p><b>第24章 社会福祉施設防災計画</b></p> <p><b>第1節 現状</b></p> <p>(略)</p> <p>また、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、市町村の地域防災計画に記載された社会福祉施設等では、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。</p> <p>なお、府は、避難確保計画作成を支援するため、国土交通省「講習会プロジェクト」を活用した講習会を実施する。また、避難確保計画を作成する際、作成例を示して、市町村とともに助言をし、訓練等を通じて実効化を図る。</p> <p><b>第2節 予防対策</b></p> <p>第3 非常災害時に関する具体的計画を立て、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努めるものとする。</p>
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例との整合（健康福祉部）	219		
字句修正等（警察本部）	220	<p><b>第25章 交通対策及び輸送計画</b></p> <p><b>第1節 交通規制対策</b></p> <p>第2 緊急交通路候補路線の指定</p> <p>(略)</p> <p>第3 緊急交通路指定予定路線の整備</p> <p>1 警察本部の対策</p> <p>緊急交通路指定予定路線について、平素から<u>非常用電源付加装置付搭載信号機等</u>、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第25章 交通対策及び輸送計画</b></p> <p><b>第1節 交通規制対策</b></p> <p>第2 緊急交通路<u>指定予定</u>路線の指定</p> <p>(略)</p> <p>第3 緊急交通路指定予定路線の整備</p> <p>1 警察本部の対策</p> <p>緊急交通路指定予定路線について、平素から<u>非常用電源付加装置付信号機等</u>、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。</p> <p>2 (略)</p>
字句修正等（警察本部）	222	<p>（表）緊急交通路指定予定路線一覧表</p> <p>京奈自動車道</p> <p>国道162号 福井県域～<u>丸太町通</u></p>	<p>（表）緊急交通路指定予定路線一覧表</p> <p>京奈和自動車道</p> <p>国道162号 福井県域～<u>国道9号</u></p>
時点修正等（建設交通部）	224	<p>（図）緊急交通路指定予定路線図（国道）</p>	<p>（図）緊急交通路指定予定路線図（国道）</p> <p><u>（最新状況に差し替え）</u></p>

大阪府北部地震、平成30年7月豪雨等を踏まえた改定及び京都府保健医療計画の策定（健康福祉部）	<p><b>第26章 医療助産計画</b></p> <p><b>第2節 計画の内容</b></p> <p><b>第7 災害時における情報ネットワークの構築</b> 関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、次のような情報ネットワークの構築に努める。</p> <p>1、2 (略)</p>	<p><b>第26章 医療助産計画</b></p> <p><b>第2節 計画の内容</b></p> <p><b>第7 灾害時における情報ネットワークの構築</b> 関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）の入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、</u>次のような情報ネットワークの構築に努める。</p> <p>1、2 (略)</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(3) 防災体制強化】	<p>227 (追加)</p>	<p><b>第9 地域レベルでの災害対策の強化</b> 関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>1 病院の耐震機能の強化 2 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成</p>
「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け厚生労働省通知）等に伴う改定及び京都府保健医療計画の策定（健康福祉部） 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年7月31日付け厚生労働省通知一部改正）等に伴う改定及び京都府保健医療計画の策定（健康福祉部）	<p>228 (追加)</p> <p>228 第10～第13 (略)</p>	<p><b>第10 地域レベルでの災害対策の強化</b> 関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。</p> <p>1 保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）の設置 2 病院の業務継続計画（BCP）の策定 3 病院の耐震機能の強化 4 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成</p> <p>第11～第14 (略)</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】	<p>229 第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p><b>第2節 計画の内容</b></p> <p><b>第3 避難行動要支援者対策</b></p> <p>1 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 (略) また、避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p>	<p><b>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</b></p> <p><b>第2節 計画の内容</b></p> <p><b>第3 避難行動要支援者対策</b></p> <p>1 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 <u>その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるよう努める。</u> (略)</p> <p>3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 (略) また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、<u>災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す</u>。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する<u>避難行動の呼びかけなど</u>情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、<u>個別計画の作成や実効性の検証を踏まえた見直し</u>、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(6) 帰宅困難者等対策】	<p>230 第6 外国人の安全確保</p> <p>1～6 (略) (追加)</p>	<p><b>第6 外国人の安全確保</b></p> <p>1～6 (略) 7 府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。</p>
京都府災害廃棄物処理計画の策定に伴う改定（府民環境部）	<p>231 第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備</p> <p><b>第1節 計画の方針</b></p> <p>一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。</p>	<p><b>第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備</b></p> <p><b>第1節 計画の方針</b></p> <p>京都府災害廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。 <u>なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。</u></p>

<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(3) 防災体制強化】</p>	<p><b>第29章 行政機能維持対策計画</b> 232 第1節 業務継続性の確保 (略) また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。 特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。</p>	<p><b>第29章 行政機能維持対策計画</b> 232 第1節 業務継続性の確保 (略) また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、<u>職員の動員確保</u>、特に<u>交通遮断が予見される場合は早めの参集指示</u>、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。 特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。</p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(3) 防災体制強化】 災害時応急対応業務標準化を踏まえた改定（危機管理部） 総務省「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱」の改正に伴う改定（危機管理部）</p>	<p><b>第31章 広域応援体制の整備</b> 234 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 1 (略) <u>(追加)</u> 2 (略) 3 被災市区町村応援職員確保システムの整備及び災害マネジメント総括支援員の登録（総務省） 府は、総務省と連携して、大規模災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員の派遣を可能とするよう登録する。</p>	<p><b>第31章 広域応援体制の整備</b> 234 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 1 (略) 2 <u>京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用</u> 「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援受援体制を整備する。 3 (略) 4 被災市区町村応援職員確保システムの整備及び災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省） 府は、総務省と連携して、大規模災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。</p>
<p>時点修正等</p>	<p>236 〈表〉緊急消防援助隊登録状況(平成30年4月1日登録) 隊数111 (106) ※( )内は重複隊を除く隊数</p>	<p>236 〈表〉緊急消防援助隊登録状況(平成31年4月1日登録) 隊数119 (115) ※( )内は重複隊を除く隊数</p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(6) 帰宅困難者等対策】 女性等多様な視点での防災対策意見交換会を踏まえた改定（危機管理部）</p>	<p><b>第33章 学校等の防災計画</b> 239 第2節 計画の内容 第1 防災体制の整備 1 学校における防災体制 (略) また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。 2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成 (1) 発災時別の教職員の対応方策 • 在校時 • 学校外の諸活動時 • 登下校時 • 夜間・休日等 (2) 保護者との連絡、引渡し方法 (3) (略) 3、4 (略)</p>	<p><b>第33章 学校等の防災計画</b> 239 第2節 計画の内容 第1 防災体制の整備 1 学校における防災体制 (略) また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に<u>発災時別基本ルール</u>及び児童生徒等の引渡し方法並びに<u>学校での保護方策</u>を周知しておく。 2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成 (1) 発災時別の教職員の対応方策 • 在校時 • 学校外の諸活動時 • 登下校時 • 夜間・休日等 登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。 (2) 保護者との連絡、引渡し方法及び<u>学校での保護方策</u> (3) (略) 3、4 (略)</p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】</p>	<p><b>第34章 避難に関する計画</b> 241 第1節 計画の方針 災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。府民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。</p>	<p><b>第34章 避難に関する計画</b> 241 第1節 計画の方針 災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。府民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。</p>

<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】</p> <p>内閣府「避難勧告等ガイドライン」改定に伴う改定（危機管理部）</p> <p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】</p> <p>内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定（危機管理部） 災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】</p> <p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定（危機管理部）</p>	<p>241 第2節 避難の周知徹底 第1 事前措置 (略) また、市町村は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。</p> <p>241 第2 避難勧告等の周知 市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。 また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講すべきことにも留意するものとする。</p> <p>243 第6節 広域一時滞在 第1 市町村 1～3 (略) <u>(追加)</u></p> <p>244 第7節 市町村の避難計画 第1 市町村防災計画で定める事項 1 避難の勧告又は指示を伴う基準及び伝達方法 2～4 (略) 5 避難場所の管理に関する事項 (1)～(4) (略) <u>(追加)</u> 6～10 (略)</p> <p>244 第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル 1 (略) 2 避難すべき区域 浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難勧告等の想定対象区域をあらかじめ定める。</p> <p>3 避難勧告等の発令基準 対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「三段階の避難勧告等一覧」による避難勧告等発令の判断基準を定める。 また、避難勧告等の発令に当たっては、「避難勧告等の発令の参考となる情報」を参考とすること。 なお、判断基準を定めるに当たっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。 <u>(追加)</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>第2節 避難の周知徹底 第1 事前措置 (略) また、市町村は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。 なお、府と市町村が連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための自安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。</p> <p>第2 避難勧告等の周知 市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知ておく。 また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講すべきことにも留意するものとする。 市町村は、避難勧告等を発令する際には、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように周知する。 特に、実際に災害が発生しているとの情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、市町村は、災害発生を把握した場合、緊急メール等を活用して災害発生情報（レベル5災害発生情報）を発令し、命を守る最善の行動を呼びかける。</p> <p>第6節 広域一時滞在 第1 市町村 1～3 (略) 4 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。 また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。</p> <p>第7節 市町村の避難計画 第1 市町村防災計画で定める事項 1 避難の勧告等を伴う基準及び伝達方法 2～4 (略) 5 避難場所の管理に関する事項 (1)～(4) (略) <u>(5) 運営方法についてのルール（市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む）</u> 6～10 (略)</p> <p>第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル 1 (略) 2 避難すべき区域 浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難勧告等の想定対象区域をあらかじめ定める。 なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を視する必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定地区の理解を促す。</p> <p>3 避難勧告等の発令基準 対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難勧告等一覧」による避難勧告等発令の判断基準を定める。 また、避難勧告等の発令に当たっては、「避難勧告等の発令の参考となる情報」を参考とすること。 なお、判断基準を定めるに当たっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。</p> <p>4 効果的な避難勧告等の発令 過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。 また、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう、府河川防災情報システムの河川情報カメラのリンクを設定する。</p> <p>5 (略)</p>
--	--	--

改定理由	現 行			改 定 案		
内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定（危機管理部）	(表) 三段階の避難勧告等一覧			(表) 避難勧告等一覧		
	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動	
	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 ・特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退きすることが強く望まれる。	レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	高齢者等避難 ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 ・特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退きすることが強く望まれる。
	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」（※1）への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」（※2）を行う。	レベル4	避 難 勧 告 避 難 指 示（緊 急） (注1)	(勧告) ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	全員避難 (勧告) ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」（※1）への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」（※2）を行う。
	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」（※1）への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」（※2）を行う。	レベル5	災害発生情報	・すでに災害が発生した状況	災害発生 ・命を守るための最善の行動をとる。
	※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物			※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物		
	※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋への移動			※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋への移動		
	注1 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的、又は重ねて促す場合などに発令されるものである。					

改定理由	現 行				改 定 案																																										
内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定（危機管理部）災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定【(1) 住民避難】	<p>(表) 避難勧告等の発令の参考となる情報</p> <p>(1) 河川の氾濫等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>洪水予報河川</th><th>水位周知河川</th><th>左記以外の中小河川、内水等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川の性格</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき。（※1） ※1 基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>避難勧告</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> <li>・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※2） ※2 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 泛濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大</li> <li>・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊</li> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</li> <li>・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区内で、氾濫が発生したとき</li> </ul> </td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が床上に及んでいる</li> <li>・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖</li> </ul> </td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等	河川の性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等</li> </ul>	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき。（※1） ※1 基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い</li> </ul>	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> <li>・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※2） ※2 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 泛濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大</li> <li>・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる</li> </ul>	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊</li> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</li> <li>・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区内で、氾濫が発生したとき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が床上に及んでいる</li> <li>・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖</li> </ul>		<p>(表) 避難勧告等の発令の参考となる情報</p> <p>(1) 河川の氾濫等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル相当情報</th><th>洪水予報河川</th><th>水位周知河川</th><th>左記以外の中小河川、内水等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川の性格</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>警戒レベル3相当情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※1） ※1 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>警戒レベル4相当情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※2） ※2 基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、氾濫のおそれがあるとき</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 泛濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大</li> <li>・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>警戒レベル5相当情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊</li> <li>・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※4） ※4 洪水予報区内で氾濫が発生したとき</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が床上に及んでいる</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等	河川の性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等</li> </ul>	警戒レベル3相当情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※1） ※1 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い</li> </ul>	警戒レベル4相当情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※2） ※2 基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、氾濫のおそれがあるとき</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 泛濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大</li> <li>・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる。</li> </ul>	警戒レベル5相当情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊</li> <li>・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※4） ※4 洪水予報区内で氾濫が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が床上に及んでいる</li> </ul>	<p>注 水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプが稼働していない場合、ダム異常洪水時防災操作の事前連絡があったときや行われたときで下流に甚大な被害が発生すると予測された場合など特に災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示（緊急）が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル4相当の情報を提供する。</p>			
	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等																																												
河川の性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等</li> </ul>																																												
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき。（※1） ※1 基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い</li> </ul>																																												
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> <li>・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※2） ※2 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 泛濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大</li> <li>・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる</li> </ul>																																												
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊</li> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</li> <li>・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区内で、氾濫が発生したとき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が床上に及んでいる</li> <li>・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖</li> </ul>																																												
レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等																																												
河川の性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等</li> </ul>																																												
警戒レベル3相当情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※1） ※1 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い</li> </ul>																																												
警戒レベル4相当情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※2） ※2 基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、氾濫のおそれがあるとき</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 泛濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大</li> <li>・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる。</li> </ul>																																												
警戒レベル5相当情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊</li> <li>・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※4） ※4 洪水予報区内で氾濫が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が床上に及んでいる</li> </ul>																																												

改定理由	現 行			改 定 案		
	(2) 土砂災害			(2) 土砂災害		
	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）			レベル相当情報	避難情報
	避難準備 ・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、「実況または予想で大雨警報の土壤雨量指数基準に「到達」する場合</li> <li>大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</li> <li>近隣で前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化)の発見</li> </ul>			警戒レベル3 相当情報	避難準備・高齢者等 避難開始
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>近隣で前兆現象(渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)の発見</li> </ul>			警戒レベル4 相当情報	避難勧告
	避難指示 (緊 急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報システムにおいて、レベル3（凡例赤色）に到達したとき</li> <li>近隣で土砂災害が発生</li> <li>近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見</li> </ul>			避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて 避難を促す場合に発令	土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害 警戒情報基準線(C L)を超過した場合
	注 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。			土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒」と判定された場合		
				・大雨警報(土砂災害)が発表された場合		
				・土砂災害警戒判定メッシュ情報で「非常に危険」と判定された場合		
				・次の前兆現象(渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)が発見された場合		
				・土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害 警戒情報基準線(C L)を超過した場合		
				・土砂災害警戒判定メッシュ情報で「極めて危険」と判定された場合		
				・次の前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合		
				・土砂災害が発生した場合		
				・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合		
				※大雨特別警報（土砂災害）は、土砂災害の発生情報ではないことから、災害発生情報の発令基準としては用いず、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうか等を再度確認するために用いる。		
	注 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。					

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（建設交通部）  
【(1) 住民避難】

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）

【(6) 帰宅困難者等対策】

女性等多様な視点での防災対策意見交換会（危機管理部）

248 第8節 防災上重要な施設の計画  
(略)  
また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画(避難確保計画)を作成するものとする。

1～4 (略)

### 第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

#### 第2節 計画の内容

##### 第1 基本方針

府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

##### 第2 観光客・帰宅困難者への啓発

- 1 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- 2 (略)
- 3 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4、5 (略)

##### （図）観光客・帰宅困難者情報共有系統図

鉄道事業者  
京都府バス事業者  
（追加）

##### 第5 事業所等への要請

- 1 (略)
- 2 事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。  
（追加）

##### 第6 観光客への支援の検討

- 1 (略)
- 2 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。

また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。

- 3 学生ボランティア等の活用について検討する。  
（追加）

第8節 防災上重要な施設の計画  
(略)

また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画(避難確保計画)の作成及び避難訓練の実施をするものとする。

なお、府は、市町村とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

1～4 (略)

### 第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

#### 第2節 計画の内容

##### 第1 基本方針

府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。

市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。

##### 第2 観光客・帰宅困難者への啓発

- 1 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
- 2 (略)
- 3 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4、5 (略)

##### （図）観光客・帰宅困難者情報共有系統図

鉄道事業者  
京都府バス事業者  
観光協会、旅行会社、ホテル、旅館業者  
コンビニエンスストア  
ファミリーレストラン等

##### 第5 事業所等への要請

- 1 (略)
- 2 事業所等に、時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。
  - (1) 就業時間帯に発災  
従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示
  - (2) 出勤・帰宅時間帯に発災  
自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）

##### 第6 観光客への支援の検討

- 1 (略)
- 2 府は市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して、多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。  
また、外国人向けの防災訓練の実施及び日本における災害の重大さや災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。
- 3 学生ボランティア等の活用について検討するとともに、府民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。
- 4 府は駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

	<b>第3編 災害応急対策計画</b>	<b>第3編 災害応急対策計画</b>
	<b>第1章 災害対策本部等運用計画</b> 第2節 府の活動体制 259 第2 災害警戒本部の設置等 5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等 (1) 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監 <u>及び</u> 次の関係部局の長等 <u>及び</u> 防災監で構成する緊急参集チームが参集する。 知事直轄組織（職員長）  <u>環境部</u> 健康福祉部 農林水産部 建設交通部 警察本部 (2)、(3) (略)	<b>第1章 災害対策本部等運用計画</b> 第2節 府の活動体制 第2 災害警戒本部の設置等 5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等 (1) 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監 <u>及び</u> 次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。 知事直轄組織（職員長） <u>危機管理部</u> <u>府民環境部</u> 健康福祉部 農林水産部 建設交通部 警察本部 (2)、(3) (略)
組織改正等に伴う改定  字句修正等（危機管理部）	<b>第6 事故警戒（対策）本部の設置</b> 263 〈表〉事故警戒（対策）本部の組織	<b>第6 事故警戒（対策）本部の設置</b> 〈表〉事故警戒（対策）本部の組織 <u>（最新状況に差し替え）</u>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）  【(3) 防災体制強化】 災害時応急対応業務標準化を踏まえた改定（危機管理部）	<b>第8節 災害対策本部の組織等</b> 第1 災害対策本部の運用 1～4 (略) 5 災害対策本部の各部各班は、事務分掌の活動細目 <u>について</u> は、各部活動計画により定めるものとする。 6 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は調整班、非常時専任職員等とする。 7、8 (略) <u>(追加)</u>	<b>第8節 災害対策本部の組織等</b> 第1 災害対策本部の運用 1～4 (略) 5 災害対策本部の各部各班の事務分掌の活動細目は、 <u>京都府災害時応急対応業務マニュアル</u> 及び各部活動計画により定める。 6 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員（調整班）は危機管理部職員 <u>及び</u> 非常時専任職員等とする。 <u>調整班に業務に応じたグループを設置し、各グループの事務分掌は、京都府災害時応急対応業務マニュアルに定める。</u> 7、8 (略) 9 なお、府は市町村と連携して、京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用した訓練を実施する。
組織改正等に伴う改定	269 〈表〉京都府災害対策本部組織図	〈表〉京都府災害対策本部組織図 <u>（最新状況に差し替え）</u>

改定理由	現 行					改 定 案				
	〈表〉災害対策本部の事務分掌					〈表〉災害対策本部の事務分掌				
府の災害時応急 対応業務の整理 及び組織改正等 に伴う改定（危 機管理部）	部 名	部長及び 副部長担当職	班 名	班長相当職	事 務 分 掌	部 名	部長及び 副部長担当職	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
	調整 部	部長 (事務局長) 危機管理監	調 整 班	災害対策課長 (副班長： 防災消防企画課長 原子力防災課長)	1 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 2～3 (略) 4 命令及び決定事項の伝達に関すること 5 各部及び各対策支部との調整に関すること。 8 防災会議に関すること。 6 被害状況の総括及び情報、資料等の収集整理に関する こと。 7 気象情報の受信及び伝達に関すること。 9 自衛隊その他政府関係機関等に対する連絡及び要請 に関すること。 10 災害応急対策に係る資機材の調整に関すること。 11 災害時応援協定団体等に対する連絡及び要請の総括 に関すること。 12 ライフライン事業者等との連絡及び調整の統括に関 すること。 13 消防機関の活動の把握及び指示に関すること。 (追加)	1 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 2～3 (略) 4 命令及び決定事項の伝達に関すること 5 各部及び各対策支部との調整に関すること。 8 防災会議に関すること。 6 被害状況及び災害応急対策状況等の総括及び情報、資 料等の収集整理、伝達、記録に関すること。 (削除) 7 自衛隊その他政府関係機関等に対する連絡及び要請 に関すること。 (削除) 8 災害時応援協定団体等に対する連絡及び要請の総括 に関すること。 9 ライフライン事業者等との連絡及び調整の統括に関 すること。 10 消防機関の活動の把握及び指示に関すること。 11 市町村災害対策本部に対する応援の総括に関するこ と。 12 災害救助法の運用に関すること。 13 備蓄物資の供給及び救援物資の調達並びに供給に関 すること。 14 緊急輸送体制の整備に関すること。 15 帰宅困難者等対策に関すること。 16 京都BCPの実施に関すること。 17 危険物の防災対策に関すること。 18 被災者の生活再建支援に関すること。 19 災害復旧・復興の調整に関すること。				
		副部長 (事務局次長) 防災監 (追加)			部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長)		調 整 班	災害対策課長 (副班長： 防災消防企画課長 原子力防災課長)		
	管 理 部	部長 知事室長	涉 外 班	秘 書 課 長	1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2～5 (略)		部長 知事室長	涉 外 班	秘 書 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部及び部内各班と の連絡調整に関すること。 2～5 (略)
	職 員 部	部長 職 員 長	動員・厚生班	職員総務課長	1 (略) 2 国際関係団体との連絡調整に関すること。 (追加)		部長 知事室長	国際班	国際課 長	1 (略) 2 在住外国人支援に関すること。 3 旅券の発給に関すること。
	総 務 部	部長 総務部長	総務班	総務調整課長	1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2～3 (略)		部長 知事室長	会計班	会計課 長	1 (略) 2 義援金品の受け付け、保管に関すること。 3 (略)

改定理由	現 行					改 定 案										
	部 名	部長及び副部長担当職	班 名	班長相当職	事 務 分 嘉	部 名	部長及び副部長担当職	班 名	班長相当職	事 務 分 嘉						
企画理事・政策企画部	部長 企画理事 (追加)	企画理事付・企画総務班	企画総務課長	1 関係各部、部内各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 (追加) 2 (略)		企画理事・企画調整理事・政策企画部	部長 企画理事	企画参事付・企画総務班	企画総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 (略)						
	政策企画部長	文化庁 移転準備班	文化庁 移転準備室長	1 部内各班の応援に関すること												
	副部長 企画監	行政経営改革班	行政経営改革課長	1 部内各班の応援に関すること												
	副部長 政策企画部副部長	情報政策班	業務推進課長	(略)												
	府民生活部	計画推進班	計画推進課長	1 (略) (追加)			副部長 政策企画部副部長	計画推進班	計画推進課長	1 (略) 2 災害復旧・復興の調整に関すること。						
		府民総務班	府民総務課長	1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 (略) (追加)			副部長 人権啓発推進室長	人権啓発 推進班	人権啓発 推進室参事							
		府民力推進班	府民力推進課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。			副部長 男女共同参画監	男女共同参画班	男女共同参画課長							
		人 権 啓 発 推 進 班	人 権 啓 発 推 進 室 参 事	(略)			副部長 府民生活部副部長	(略)	1 男女共同参画関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 (略)							
		男女共同参画班	男女共同参画課長	1 女性関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 (略)			副部長 (追加)	(略)	(略)							
	文化スポーツ部	青 少 年 班	青 少 年 課 長	1 青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 各種青少年団体との連絡調整に関すること。			副部長 (略)	(略)	(略)							
		文教班	文教課長	1 私立学校の被害調査に関すること。 2 (略) 3 社寺等の被害調査に関すること。			副部長 (略)	(略)	1 私立学校の被害調査・応急措置等に関すること。 2 (略)							
		副部長 文化スポーツ部副部長	副部長 文化スポーツ部副部長	1 関係各部、部内各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 (略)			副部長 文化スポーツ部副部長	文化政策班	文化政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 (略) 3 社寺等の被害調査に関すること。						
		副部長 文化スポーツ部副部長	副部長 文化スポーツ部副部長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 (略) (追加)			副部長 文化スポーツ部副部長	文化スポーツ総務班	文化スポーツ総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 (略)						
		副部長 文化スポーツ部副部長	副部長 文化スポーツ部副部長	(略)			副部長 文化スポーツ部副部長	(略)	(略)							

改定理由	現 行					改 定 案				
	部 名	部長及び副部長担当職	班 名	班長相当職	事 務 分 掌	部 名	部長及び副部長担当職	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
環境部	部長 環境部長  副部長 公営企業管理監  副部長 環境技術専門監  副部長 環境部副部長	環境総務班  エネルギー政策班  循環型社会推進班  自然環境保全班  環境管理班  地球温暖化対策班  公営企画班  建設整備班  水環境対策班	環境総務課長  エネルギー政策課長  循環型社会推進課長  自然環境保全課長  環境管理課長  地球温暖化対策課長  公営企画課長  建設整備課長  水環境対策課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  1 (略) (追加) 1 (略) 2 飲料水の供給に関すること。  (略)  (略)	(削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)	健康福祉部  副部長 保健医療対策監  副部長 こども・少子化対策監  副部長 高齢社会対策監  副部長 健康福祉部副部長	部長 健康福祉部長  副部長 保健医療対策監  副部長 こども・少子化対策監  副部長 高齢社会対策監  副部長 健康福祉部副部長	こども・青少年総合対策班  健康福祉総務班  こども総合対策班  家庭支援班  健康対策班  医療班  福祉・援護班  障害者支援班  高齢者支援班  介護・地域福祉班  医療保険政策班	こども・青少年総合対策室長  健康福祉総務課長  こども総合対策課長  (略)  1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 (略) 3 関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。  1 災害救助法の運用に関すること。 3 関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。  2 (略) (追加) 4 ~ 5 (略) 6 健康福祉部の備蓄物資の管理に関すること。  1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 (略) (追加)  (略)  (略)  (略)  1 義援金品の受付及び配分に関すること。 2 見舞金品の受付に関すること。 3 関係団体との連絡調整に関すること  (略)  1 社会福祉施設（他班の所管を除く）の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 一般ボランティアの登録、受入れ及び派遣の総括に関すること 3 京都府災害ボランティアセンターに関すること  (略)  (略)	1 児童福祉施設及び青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 (略) 3 各種青少年団体との連絡調整に関すること。  1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 (略) 3 保健師の派遣に関すること。 4 ~ 5 (略) (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  1 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援に関すること 2 関係団体との連絡調整に関すること  1 社会福祉施設（他班の所管を除く。）の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 一般ボランティアの登録、受入れ及び派遣の総括に関すること 3 京都府災害ボランティアセンターに関すること 4 義援金品の受付及び配分に関すること 5 見舞金品の受付に関すること 6 関係団体との連絡調整に関すること  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)

改定理由	現 行					改 定 案				
	部 名	部長及び副部長担当職	班 名	班長相当職	事 務 分 掌	部 名	部長及び副部長担当職	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
企画調整理事・商工労働観光部	企画調整理事・商工労働観光部長	部長	(追加)			商工労働観光部	部長 <u>(削除)</u>	人材確保推進班	人材確保推進室長	1 労働関係機関との連絡調整に関すること。
	副部長	商工労働観光部副部長	産業労働総務班	産業労働総務課長	2 関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 1 (略) 3 (略)		副部長 商工労働観光部副部長 <u>(総括・産業基盤担当)</u>	觀光班	觀光企画室長 觀光事業推進課長	1 観光関係の被害状況調査に関すること。 2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 3 観光客支援に関すること。
	副部長	港湾局長	商業・経営支援班	商業・経営支援課長	(略)		副部長	産業労働総務班	産業労働総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 (略) 3 (略)
			地域力ビジネス班	地域力ビジネス課長	1 関係団体との連絡調整に関すること。		中小企業総合支援班	中小企業総合支援課長	(略)	
			(略)					(削除)		
			総合就業支援班	総合就業支援室長	1 労働関係機関との連絡調整に関すること。			(略)		
			労働・雇用政策班	労働・雇用政策課長	(略)			(削除)		
			人づくり推進班	人づくり推進課長	1 職業能力開発施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。			人材確保・労働政策班	人材確保・労働政策課長	(略)
			観光政策班	観光政策課長	1 観光関係の被害状況調査に関すること。 2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。			人材開発推進班	人材開発推進課長	1 各高等技術専門校の被害状況調査及び応急措置に関すること。
								(削除)		
	農林水産部	部長	農政班	農政課長	1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 (略) <u>(追加)</u>	農林水産部	部長 農林水産部長	農政班	農政課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 (略) 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4 食の安心・安全に関する情報の収集・発信に関すること。
		農林水産部長					副部長 農林水産部副部長	農村振興班	農村振興課長	1 河川・砂防班との連絡に関すること。 2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。 3 農地農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。
		副部長	農林水産部副部長				副部長 農林水産部技監	経営支援・担い手育成班	経営支援・担い手育成課長	(略)
		副部長	農林水産部技監					流通・ブランド戦略班	流通・ブランド戦略課長	(略)
								(移動)		
建設交通部										

改定理由	現 行					改 定 案				
	部 名	部長及び副部長担当職	班 名	班長相当職	事 務 分 掌	部 名	部長及び副部長担当職	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
			河川・砂防班	河川課長 砂防課長	1~10 (略) <u>(追加)</u>			河川・砂防班	河川課長 砂防課長	1~10 (略) 11 排水ポンプ車に関すること
			都市計画班	都市計画課長	(略)			都市計画班	都市計画課長	(略)
					(移動)			水環境対策班	水環境対策課長	(略)
					(略)				(略)	
					(移動)			港湾班	港湾局副局長	(略)
	教育部	部長 教育長	総括班	総務企画課長	<u>2 関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。</u>  <u>1 (略)</u> 3~4 (略)	教育部	部長 教育長	総括班	総務企画課長	<u>1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に 関すること。</u>  <u>2 (略)</u> 3~4 (略)
		副部長 教育次長			(略)		副部長 教育次長			
		<u>(追加)</u>					副部長 教育監兼学校危機 管理監			
							副部長 管理部長			
							副部長 指導部長			
							<u>(削除)</u>			
	警察本部	部長 警察本部長	警備班	警備第一課長	<u>4 関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。</u>  <u>1~3 (略)</u>	警察本部	部長 警察本部長	警備班	警備第一課長	<u>1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に 関すること。</u>  <u>2~4 (略)</u>
		副部長 警備部長			(略)		副部長 警備部長			
							副部長 生活安全部長			
							副部長 地域部長			
							副部長 刑事部長			
							副部長 交通部長			
	議会部	部長 事務局長	総務・図書館班	総務課長	<u>1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。</u>  (略)	議会部	部長 事務局長	総務・図書館班	総務課長	<u>1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に 関すること。</u>  (略)
		副部長 事務局次長					副部長 事務局次長			

京都府災害対策航空運用調整マニュアルとの整合（危機管理部） 組織改正等に伴う改定（教育庁）	<p>276 第9節 航空運用調整班運用計画 第2 航空運用調整班の所掌事務 航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p>第3 航空運用調整班の班員 1 (略) 2 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 関係機関航空隊員 (3) (略)</p> <p>276 (追加)</p> <p>（移動）</p> <p>（移動）</p> <p>第10節 現地灾害対策本部運用計画 第3 現地灾害対策本部の職員 1～2 (略) （表）<u>教育庁総務企画課参事</u></p> <p>277 第11節 複合災害時の対応</p> <p>278 第12節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口</p>	<p>第9節 航空運用調整班運用計画 第2 航空運用調整班の所掌事務 航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出動要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。</p> <p>第3 航空運用調整班の班員 1 (略) 2 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 関係機関航空隊員等 (3) (略)</p> <p>第10節 保健医療福祉調整本部等運用計画 第1 保健医療福祉調整本部・調整支部の設置趣旨 災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整支部（以下「調整支部」という。）を設置する。 ※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康管理チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等を指す。</p> <p>第2 保健医療福祉調整本部・調整支部の設置 1 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。 2 調整支部は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。</p> <p>第3 保健医療福祉調整本部・調整支部の構成 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。 2 保健医療福祉調整支部長は、各保健所長とする。</p> <p>第4 保健医療福祉調整本部・調整支部の機能 1 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。 2 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整支部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整支部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。 3 調整支部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。 4 調整支部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。</p> <p>第5 保健医療福祉調整本部・調整支部の役割 1 保健・医療・福祉等に関する災害対応の統括 (1) 部内又は保健所内各班の体制の確立・対策の進捗管理 (2) 関係機関との調整等 2 被害状況・保健医療福祉ニーズ等に関する情報収集・分析、情報共有 3 保健医療福祉活動チームの派遣調整 4 不足物資、ライフライン復旧等に係る関係機関との調整</p> <p>（移動）</p> <p>（移動）</p> <p>第11節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口</p> <p>第12節 ライフラインの復旧調整</p> <p>第13節 現地灾害対策本部運用計画 第3 現地灾害対策本部の職員 1～2 (略) （表）<u>教育庁教育監付参事</u></p> <p>第14節 複合災害時の対応 （移動）</p>
--	---	---

	278	<u>第13節 ライフラインの復旧調整</u>	(移動)
	278	<u>第14節 職員の証票</u>	<u>第15節 職員の証票</u>
	278	<u>第15節 災害対策本部等の標識</u>	<u>第16節 災害対策本部等の標識</u>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(3) 防災体制強化】	281	<b>第2章 動員計画</b> 第3節 災害対策本部の動員 第1 動員計画 (略) 災害の規模・状況により、本部事務局員が不足すると予測される場合は、危機管理監が動員班長と協議して、職員の追加動員を求めるものとする。	<b>第2章 動員計画</b> 第3節 災害対策本部の動員 第1 動員計画 (略) 災害の規模・状況により、本部事務局員が不足すると予測される場合は、危機管理監が動員班長と協議して、職員の早期参集指示や追加動員を求める。
組織改正等に伴う改定	284～285	〈表〉 災害対策本部要員動員計画表	〈表〉 災害対策本部要員動員計画表 <u>(最新状況に差し替え)</u>
内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定（危機管理部）	287	<b>第3章 通信情報連絡活動計画</b> 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第3 責務 1 市町村 (1) (略) (2) 報告の要請及び内容 ア 災害情報報告 (ア) 報告の内容 a、b (略) c 避難勧告及び指示の状況 d～j (略) (イ)、(ウ) (略) (3) (略) 2 府 府の地域に災害が発生したときには、府は本計画及び京都府防災規程の定めるところにより、市町村及び関係機関と密接に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。 3 (略) 第6節 市町村地域防災計画で定める事項 〈表〉 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 綾部市 防災課 宇治市 危機管理課 八幡市 (追加)	<b>第3章 通信情報連絡活動計画</b> 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第3 責務 1 市町村 (1) (略) (2) 報告の要請及び内容 ア 災害情報報告 (ア) 報告の内容 a、b (略) c 避難勧告及び指示、 <u>災害発生</u> の状況 d～j (略) (イ)、(ウ) (略) (3) (略) 2 府 府の地域に災害が発生したときには、府は本計画及び京都府防災規程の定めるところにより、市町村及び関係機関と密接に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。 そのほか、マスコミ報道、ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS等多様な手段で情報収集する。 3 (略) 第6節 市町村地域防災計画で定める事項 〈表〉 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 綾部市 防災・危機管理課 宇治市 危機管理室 八幡市 直 983-3200
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(3) 防災体制強化】	293	<b>第5章 災害救助法の適用基準</b> <u>(健康福祉部)</u>	<b>第5章 災害救助法の適用基準</b> <u>(削除)</u>
組織改正等に伴う改定（綾部市、宇治市） 直通番号の追加（八幡市）	303	<b>第7章 水防計画</b> 第2節 計画の内容 第1 水防の責任 1 <u>京都府災害対策本部建設交通部の責任</u> 京都府地域における水防体制の確立強化をはかるとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるようその指導に努める。 2 (略)	<b>第7章 水防計画</b> 第2節 計画の内容 第1 水防の責任 1 <u>京都府の責任</u> 京都府内の水防管理団体が行う水防が十分行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。 2 (略)
京都府水防計画との整合（建設交通部）	311		

<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】</p>	<p><b>第8章 避難に関する計画</b></p> <p>316 第1節 計画の方針 (略) 府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難勧告等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難勧告が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。</p> <p>このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難準備・高齢者等避難開始等を発令し、周知を徹底することとする。</p>	<p><b>第8章 避難に関する計画</b></p> <p>316 第1節 計画の方針 (略) 府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難勧告等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難勧告が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。</p> <p>さらに、指定緊急避難場所にたどり着けない場合には、自らの判断で屋内安全確保や比較的安全な次善の避難場所に避難することも重要である。</p> <p>このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に避難準備・高齢者等避難開始等を発令し、周知を徹底することとする。</p> <p>なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメール等を積極的に活用する。</p>
<p>内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定（危機管理部）に伴う改定及び字句修正等（危機管理部）</p>	<p>316 第2節 避難勧告等 第1 実施責任者 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の実施責任者は次のとおりとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始 <u>国通知「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u></p> <p>2～3 (略) (追加)</p>	<p>316 第2節 避難勧告等 第1 実施責任者 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の実施責任者は次のとおりとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始 <u>災害全般について 市町村長（内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」）</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 災害発生情報 <u>災害全般について 市町村長（災害対策基本法第60条）</u></p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】</p>	<p>316 第2 避難勧告等 1 市町村長の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) (略) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内安全確保等の措置を指示する。</p> <p>(略) 市町村長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。</p> <p>(略) (図) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の連絡系統</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>316 第2 避難勧告等 1 市町村長の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)、災害発生情報 (略) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、<u>避難勧告等を発令した上で、住民に対し、屋内安全確保等の措置を指示する</u>。</p> <p>さらに、既に災害が発生している状況であれば、命を守るために最善の行動を取るよう促す。</p> <p>なお、避難勧告等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。</p> <p>(略) 市町村長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)、災害発生情報を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。</p> <p>(略) (図) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の連絡系統 (最新状況に差し替え)</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う改定（危機管理部）</p>	<p>318 第3節 避難の周知徹底 第1 避難の勧告等の伝達方法 1 避難の勧告、<u>指示</u>をする者は、次の内容を明示して実施する。 (1)～(4) (略) (5)避難勧告又は<u>指示</u>の理由 (6) (略) 2、3 (略)</p>	<p>318 第3節 避難の周知徹底 第1 避難の勧告等の伝達方法 1 避難の勧告等をする者は、次の内容を明示して実施する。 (1)～(4) (略) (5)避難勧告等の理由 (6) (略) 2、3 (略)</p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(1) 住民避難】</p>	<p>320 第6節 避難所の開設等 第2 避難所の運営管理等 1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>320 第6節 避難所の開設等 第2 避難所の運営管理等 1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、<u>開設が長期化した場合に備え、あらかじめや市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルール</u>を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>

<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(10) 被災者支援】</p>	<p>2 (略) 3 (略) また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 さらに、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>	<p>2 (略) 3 (略) また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 <u>さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。</u> <u>併せて、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</u></p>
<p>健康福祉部災害対応標準マニュアル作成に伴う改定（健康福祉部）</p>	<p>4 ~ 6 (略)</p> <p>第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。</p>	<p>4 ~ 6 (略)</p> <p>第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、<u>保健医療福祉調整本部</u>を組織し、以下に定める業務を行う。<u>保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。</u> また、災害派遣福祉チーム（DWAT）を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。</p>
<p>京都府保健医療計画の策定及び心のケア事業の強化（健康福祉部）</p>	<p>1 (略) 2 災害発生時から復興期までの支援活動 災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。 (1) (略) (2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期） ア～オ (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (3) (略) (4) 災害発生後概ね2週間から2か月（フェーズ3 応急対策期避難所から仮設住宅入居まで） ア、イ (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p>1 (略) 2 灾害発生時から復興期までの支援活動 災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。 (1) (略) (2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期） ア～オ (略) <u>カ 各府保健所に精神科救護所を設置するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを構成し、各避難所等において巡回指導を行う。</u> <u>キ 医療機関の開設情報、空床情報等の情報の集中監理を行うため、府精神障害者健康福祉総合センターに情報センターを設置する。</u> (3) (略) (4) 災害発生後概ね2週間から2か月（フェーズ3 応急対策期避難所から仮設住宅入居まで） ア、イ (略) <u>ウ 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。</u> <u>エ 連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。</u></p>
<p>震災対策編（第3編第11章第7節第4）との整合（健康福祉部）</p>	<p>322 (追加)</p>	<p>第4 精神保健対策の実施 1 医療を必要とする避難者への対策 (1) 精神科救護所の設置 <u>医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、各府保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。</u> (2) 診療情報の管理医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を府保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。</p>

			<p style="text-align: right;">等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。</p> <p>(3) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣</p> <p>災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があつた場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣精神医療チーム（D P A T）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(10) 避難者支援】	323	第9節 被災者への情報伝達活動 (略) 特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。	第9節 被災者への情報伝達活動 (略) 特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。
字句修正等（危機管理部）	323	第10節 駅、地下街における避難計画 第1 発災時の応急対策 1 府の活動体制 第3編第1章第2節第2「災害警戒本部の設置」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第7節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は警察災害派遣隊の派遣要請、同編第31章「職員派遣要請計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。 2～5 (略)	第10節 駅、地下街における避難計画 第1 発災時の応急対策 1 府の活動体制 第3編第1章第2節第2「災害警戒本部の設置等」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第7節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は警察災害派遣隊の派遣要請、同編第31章「職員派遣要請及び府職員の応援計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。 2～5 (略)
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(6) 帰宅困難者等対策】	326	第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第1節 計画の方針 (図)（大規模地震発生時の例） ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入 第2節 計画の内容 第1 観光客・帰宅困難者への広報 1 「むやみに移動を開始しない」ことの広報 2 (略)	第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第1節 計画の方針 (図)（大規模地震発生時の例） ○ 安全な場所を求めて移動（出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方） ○ 帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入、情報提供 第2節 計画の内容 第1 観光客・帰宅困難者への広報 1 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報 出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報 2 (略)
	326	第2 交通情報の提供・一時収容施設等の提供 1 駅での情報提供 (1) 駅構内・駅前の滞留者に対し避難施設等の情報を提供する。 (2)、(3) (略) 2 帰宅支援拠点等の提供 (1) 帰宅支援拠点は、市町村と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。 (2) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。	第2 交通情報の提供・一時滞在施設等の提供 1 駅での情報提供 (1) 駅構内・駅前の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供する。 (2)、(3) (略) 2 一時滞在施設等の提供 (1) 一時滞在施設は、市町村が府と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保し提供する。 施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。 (2) 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。

## 第5 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページや京都府危機管理webを通じて、府民に提供する。</li> <li>○緊急速報エリヤメールによる注意喚起 <u>(追加)</u></li> <li>○避難誘導・交通規制</li> </ul>
市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の一時収容施設等の情報提供</li> <li>○避難施設の開設・運営</li> <li>○観光関係団体との連携</li> </ul>
関西広域連合・隣接府県	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>(追加)</u></li> <li>○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供</li> <li>○主要駅での滞留者に係る情報提供</li> </ul>
近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管区域の総合的な交通の情報提供</li> <li>○代替輸送の速やかな認可</li> </ul>
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の情報の提供</li> <li>○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線情報の提供</li> <li>○バスによる代替輸送手段の確保 <u>(追加)</u></li> </ul>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害用伝言ダイヤル（171）の運用</li> <li>○特設公衆電話の設置</li> </ul>
ラジオ、テレビ等放送報道機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光客保護・帰宅困難者向けの情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況)</li> </ul>

## 第5 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。</li> <li>○緊急速報メールによる注意喚起</li> <li>○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等）</li> <li>○避難誘導・交通規制</li> </ul>
市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の一時滞在施設等の情報提供</li> <li>○一時滞在施設の開設・運営</li> <li>○観光関係団体との連携</li> </ul>
関西広域連合・隣接府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等）</li> <li>○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供</li> <li>○主要駅での滞留者に係る情報提供</li> </ul>
近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管区域の総合的な交通の情報提供</li> <li>○代替輸送の速やかな認可</li> </ul>
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供</li> <li>○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供</li> <li>○バスによる代替輸送手段の確保</li> <li>○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携</li> </ul>
観光協会、旅行会社、ホテル、旅館業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他の連絡情報を集約し、外国人を含む観光客に提供</li> </ul>
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害用伝言ダイヤル（171）の運用</li> <li>○特設公衆電話の設置</li> </ul>
ラジオ、テレビ等放送報道機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応)</li> </ul>

組織改正に伴う改定（危機管理部、府民環境部）

第10章 食料供給計画  
(追加)  
府府民生活部

字句修正等（近畿農政局）

## 第3節 給食に必要な米穀の確保

## 第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

1、2（略）

3 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。

ア、イ（略）

ウ 知事又は知事の指定する引き取り人は、政策統括官から指示された受託事業体から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

エ 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

組織改正に伴う改定（危機管理部、府民環境部）

第11章 生活必需品等供給計画  
近畿経済産業局  
(追加)  
府府民生活部災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）  
【(7)停電対策】

## 第8節 燃料の確保

(追加)

第1 府は、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。

## 第10章 食料供給計画

府危機管理部  
府府民環境部

## 第3節 給食に必要な米穀の確保

## 第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

1、2（略）

3 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡し方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。

ア、イ（略）

ウ 知事又は知事の指定する引取人は、政策統括官から指示された受託事業体から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

エ 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

## 第11章 生活必需品等供給計画

近畿経済産業局  
府危機管理部  
府府民環境部

## 第8節 燃料の確保

第1 重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。

第2 府は、前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。

		<u>第2、第3</u> (略)	<u>第3、第4</u> (略)
	333	(追加)	<u>第9節 電源の確保</u> 第1 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。 第2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。 1 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力(株)へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。 2 前号の優先復旧又は臨時供給ができない場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを(一社)日本建設機械レンタル協会又は三菱自動車工業㈱等との協定による電気自動車等の貸与を三菱自動車工業㈱へ要請する。 3 前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。 第3 府から前項各号の要請を受けた機関は、迅速な優先復旧若しくは臨時供給又は発電機等の貸出しに努める。
健康福祉部災害対応標準マニュアル作成に伴う改定 (健康福祉部)	345	<u>第9節</u> (略) (表) 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 府医療課	<u>第10節</u> (略) (表) 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 府医療課 (保健医療福祉調整本部)
健康福祉部災害対応標準マニュアル作成に伴う改定 (健康福祉部)	345	(表) 市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統 府医療課	(表) 市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統 府医療課 (保健医療福祉調整本部)
字句修正等 (第八管区海上保安本部)	346	(表) 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 第八管区海上保安本部 警備救難部環境防災課	(表) 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 第八管区海上保安本部 警備救難部運用司令センター
字句修正等 (危機管理部)	353	<b>第16章 救出救護計画</b> 第2節 計画の内容 第1 救出救護の対象 1 (略) 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者	<b>第16章 救出救護計画</b> 第2節 計画の内容 第1 救出救護の対象 1 (略) 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者 (以下「安否不明者」という。)
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定 (危機管理部) 【(3) 防災体制強化】	353	第2 (略) (追加)	第2 (略) <u>第3 救出救護の効率化</u> 安否不明者の捜索を迅速に行うため、災害時の安否不明者の氏名等の公表を検討する。
京都府災害廃棄物処理計画の策定に伴う改定 (府民環境部)	356	<b>第18章 廃棄物処理計画</b> 第1節 計画の方針 被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。	<b>第18章 廃棄物処理計画</b> 第1節 計画の方針 京都府災害廃棄物処理計画に基づき、被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。 なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。
組織改正に伴う改定 (危機管理部)	361	<b>第20章 輸送計画</b> (府健康福祉部・近畿運輸局京都運輸支局・府総務部・第八管区海上保安本部・府警察本部・西日本旅客鉄道株式会社・日本通運株式会社)	<b>第20章 輸送計画</b> (府危機管理部・府健康福祉部・近畿運輸局京都運輸支局・府総務部・第八管区海上保安本部・府警察本部・西日本旅客鉄道株式会社・日本通運株式会社)
字句修正等 (警察本部)	363	第5節 緊急通行車両の取扱い 第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項 1 (略) 2 通行を認める期間 緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘	第5節 緊急通行車両の取扱い 第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項 1 (略) 2 通行を認める期間 緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘

	<p>案して弾力的に運用することとなるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、標章の発行日の翌日から起算して1箇月後の日までを限度とすること。</p> <p>字句修正等（第八管区海上保安本部）</p> <p>365 第8節 市町村地域防災計画で定める事項      〈表〉輸送計画の連絡系統      2 海上輸送を要請する場合</p> <p>要請 府災害対策本部 414-4472 → 第八管区海上保安本部 警備救難部環境防災課 0773-76-4100</p> <p>連絡 海上保安本部・署 美保航空基地</p> <p>出動 被災沿岸市町村 又は要請地へ</p> <p>3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合      第八管区海上保安本部      警備救難部環境防災課</p>	<p>案して弾力的に運用することとなるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、標章の発行日の翌日から起算して1箇月後の日とすること。</p> <p>第8節 市町村地域防災計画で定める事項      〈表〉輸送計画の連絡系統      2 海上輸送を要請する場合</p> <p>要請 府災害対策本部 414-4472 → 第八管区海上保安本部 警備救難部運用司令センター 0773-76-4100</p> <p>連絡 海上保安本部・署 美保航空基地</p> <p>出動 被災沿岸市町村 又は要請地へ</p> <p>京都府漁業協同組合連合会 0773-77-2200</p> <p>京都府水難救済会 0773-76-5557</p> <p>3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合      第八管区海上保安本部      警備救難部運用司令センター</p>				
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）</p> <p>【(5) 道路の通行規制】</p> <p>【(8) 暴風対策】</p>	<p>374 第21章 交通規制に関する計画      第5節 異常気象時における道路通行規制要領</p> <p>京都府、京都市及び近畿地方整備局等は、異常気象時（豪雨等）において的確な道路通行規制を実施するため、運転者への周知や警察等関係機関との連携を十分図るとともに、あらかじめ通行規制基準を設定し、これを公表することにより住民、運転者への事前の注意喚起を行うとともに関係機関との共通認識を深めるものとする。</p> <p>なお、以下に、豪雨時における道路通行規制の基準・態勢を示す。</p> <p>「豪雨時における道路通行規制の基準・態勢」</p> <p>「異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準」</p>	<p>第21章 交通規制に関する計画      第5節 道路通行規制要領</p> <p>各道路管理者は、下表の規制基準に基づき、関係機関と連携して、異常気象時（豪雨及び暴風）等における的確な道路通行規制を実施に努める。</p> <p>加えて、道路利用者が道路通行規制を早期に把握できるよう、異常気象時の道路通行規制の事前情報を提供する。</p> <p>また、高速道路における道路通行規制について、道路管理者は警察と道路における安全の確保と一般交通に及ぼす影響等を協議の上、通行規制区間の道路状況及び解除に向けた作業状況について適宜情報共有し、共通の認識を持って、より一層の早期通行規制解除に努めることとし、規制区間における安全確認ができたところから順次、段階的な解除を行い、安全確認状況や規制解除時期の目安など情報を充実に努める。</p> <p>なお、府は、災害対策上必要と判断した場合、高速道路管理者との協定等に基づき、通行規制区間ににおける緊急車両の通行を要請する。</p> <p>以下に、豪雨・暴風時等における道路通行規制の基準・態勢を示す。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>				
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）</p> <p>【(8) 暴風対策】</p>	<p>375 〈表〉西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準</p> <p>(追加)</p>	<p>〈表〉西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準</p> <p>1) 降雨      (最新状況に差し替え)</p> <p>2) 強風</p> <table border="1" data-bbox="1889 1515 3033 1762"> <thead> <tr> <th>速度規制協議基準</th> <th>通行止め基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10分間平均風速15m/s以上で、必要と認められる場合又は強風に起因する飛散物等により車両の通行に支障がある場合。ただし、関西国際空港連絡橋については、10分間平均風速10m/s以上で60km規制・15m/s以上で40km規制</td> <td>10分間平均風速20m/s以上で、必要と認められる場合又は強風に起因する飛散物等により車両の通行が困難な場合。ただし、関西国際空港連絡橋については、10分間平均風速15m/s以上で必要と認められた時に二輪車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、速度規制及び通行止めの最終判断は、交通管理者との協議によるものとする。</p>	速度規制協議基準	通行止め基準	10分間平均風速15m/s以上で、必要と認められる場合又は強風に起因する飛散物等により車両の通行に支障がある場合。ただし、関西国際空港連絡橋については、10分間平均風速10m/s以上で60km規制・15m/s以上で40km規制	10分間平均風速20m/s以上で、必要と認められる場合又は強風に起因する飛散物等により車両の通行が困難な場合。ただし、関西国際空港連絡橋については、10分間平均風速15m/s以上で必要と認められた時に二輪車
速度規制協議基準	通行止め基準					
10分間平均風速15m/s以上で、必要と認められる場合又は強風に起因する飛散物等により車両の通行に支障がある場合。ただし、関西国際空港連絡橋については、10分間平均風速10m/s以上で60km規制・15m/s以上で40km規制	10分間平均風速20m/s以上で、必要と認められる場合又は強風に起因する飛散物等により車両の通行が困難な場合。ただし、関西国際空港連絡橋については、10分間平均風速15m/s以上で必要と認められた時に二輪車					
<p>時点修正等（建設交通部）</p>	<p>378 第5節 異常気象時における道路通行規制要領</p> <p>〈図〉道路・交通の災害情報等の伝達系統</p> <p>京都国道事務所管理第2課      (代) 351-3300      マイクロ電話 8-86-736-307      -442      府道路管理課 414-5265</p>	<p>第5節 異常気象時における道路通行規制要領</p> <p>〈図〉道路・交通の災害情報等の伝達系統</p> <p>京都国道事務所管理第2課      (代) 351-3300      マイクロ電話 8-86-736-307      -442      府道路計画課・道路管理課 414-5248・5266</p>				

字句修正等（建設交通部）	379	〈表〉豪雨時における道路通行規制の基準・態勢 (1) 異常気象時道路通行規制の態勢（京都府） （別表一 <sup>3</sup> ）	〈表〉豪雨時における道路通行規制の基準・態勢 (1) 異常気象時道路通行規制の態勢（京都府） （別表一 <sup>1</sup> ）
時点修正等（建設交通部）	380	〈表〉異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	〈表〉異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 （最新状況に差し替え）
時点修正等（建設交通部）	384	〈図〉異常気象時通行規制区間位置図	〈図〉異常気象時通行規制区間位置図 （最新状況に差し替え）
時点修正等（建設交通部）	385	〈図〉特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 （H22センサス） 163号 <u>9,659</u>	〈図〉特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 （H27センサス） 163号 <u>9,356</u>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(7) 停電対策】	416	<p><b>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</b></p> <p><b>第2節 電気施設応急対策計画</b></p> <p><b>第2 計画の内容</b></p> <p>1 電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。</p> <p>2 非常災害発生時の対策</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 府災害対策本部との連携</p> <p>非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</p> <p>(略) (追加)</p> <p>(4) 被害の復旧</p> <p>(略)</p> <p>各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</p> <p>ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</b></p> <p><b>第2節 電気施設応急対策計画</b></p> <p><b>第2 計画の内容</b></p> <p>1 電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。</p> <p>また、災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</p> <p>2 非常災害発生時の対策</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 府災害対策本部との連携</p> <p>非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合、府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを府災害対策本部に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 関係防災機関との連携</p> <p>関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。</p> <p>(5) 被害の復旧</p> <p>(略)</p> <p>各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ道路管理者とも調整しながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</p> <p>ただし、必要に応じて、府と災害時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給を調整するほか、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整する。</p> <p>3 (略)</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(4) 救助機関等の体制・対応】	445	<p><b>第30章 自衛隊災害派遣計画</b></p> <p><b>第5節 災害派遣要請手続</b></p> <p><b>第7 災害派遣部隊の受け入れ体制</b></p> <p>(追加)</p> <p>1～3 (略)</p>	<p><b>第30章 自衛隊災害派遣計画</b></p> <p><b>第5節 災害派遣要請手続</b></p> <p><b>第7 灾害派遣部隊の受け入れ体制</b></p> <p>1 灾害派遣部隊の進出経路の確認及び道路管理者等との事前調整 知事は、災害派遣部隊が被災地に進出するための経路を確認するとともに、必要に応じ道路通行規制除外等のための事前調整を行う。</p> <p>2 被災現地で活動する他機関との間の指揮・統制系統の確認・周知 知事は、被災現地で活動する他の災害救助及び災害復旧機関との間の指揮・統制系統を確認するとともに、派遣部隊に周知する。</p> <p>3～5 (略)</p>
時点修正等（危機管理部）	446	<p><b>第2節 ヘリポートの位置</b></p> <p><b>第2 発着場の基準等</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 〈図〉ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間）</p> <p>3～4 (略)</p>	<p><b>第2節 ヘリポートの位置</b></p> <p><b>第2 発着場の基準等</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 〈図〉ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間） （最新状況に差し替え）</p> <p>3～4 (略)</p>

		<p>5 空中消火実施時の留意事項</p> <p>(1) 事前の準備 ア 空中消火資機材の空中消火基地への搬入及び消火薬剤の混合散布装置への充填作業は、府側が実施する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>5 空中消火実施時の留意事項</p> <p>(1) 事前の準備 ア 府の要請により消火薬剤を使用する場合、薬剤の準備は、府側が実施する。</p> <p>(2) (略)</p>
時点修正等（危機管理部）	448	〈図〉ヘリコプター発着基準及び標示要領	〈図〉ヘリコプター発着基準及び標示要領 <u>（最新状況に差し替え）</u>
時点修正等（職員長G）	456	<p><b>第34章 京都府災害支援対策本部運用計画</b></p> <p>第3節 災害支援対策本部体制</p> <p>第4 災害支援対策本部の動員</p> <p>灾害支援対策本部の動員は、災害支援対策本部の指令に基づき、各部（局・室）長、教育長及び警察本部長が災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。</p> <p>なお、京都市内地方機関の職員については、必要に応じて給与厚生課長から本庁主管課長を通じて動員するものとする。</p>	<p><b>第34章 京都府災害支援対策本部運用計画</b></p> <p>第3節 災害支援対策本部体制</p> <p>第4 灾害支援対策本部の動員</p> <p>灾害支援対策本部の動員は、災害支援対策本部の指令に基づき、各部（局・室）長、教育長及び警察本部長が災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。</p> <p>なお、京都市内地方機関の職員の動員については、必要に応じて職員総務課長から本庁主管課長を通じて動員するものとする。</p>
組織改正に伴う改定（危機管理部）	458	〈図〉京都府災害支援対策本部組織図	〈図〉京都府災害支援対策本部組織図 <u>（最新状況に差し替え）</u>
組織改正に伴う改定（危機管理部）	459～462	〈図〉京都府災害支援対策本部事務分掌	〈図〉京都府災害支援対策本部事務分掌 <u>（最新状況に差し替え）</u>
字句修正等（危機管理部）	471	<p><b>第39章 応援受援計画</b></p> <p>第1節 応援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかけることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 受援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチームの整備、被災市区町村応援職員確保システム及び災害マネジメント総括支援員の登録（総務省）を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第39章 応援受援計画</b></p> <p>第1節 応援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかけるとともに、災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省）を行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 受援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチーム及び被災市区町村応援職員確保システムの整備（総務省）を行うこととする。</p> <p>(略)</p>
災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部） 【(10) 被災者支援】	480	<p><b>第4編 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1章 生活確保対策計画</b></p> <p>第10節 り災証明書の交付</p> <p>1 (略)</p> <p>また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との連携強化等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。さらに、育成した調査の担当者</p>	<p><b>第4編 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1章 生活確保対策計画</b></p> <p>第10節 り災証明書の交付</p> <p>1 (略)</p> <p>また、平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付担当部局を定めるとともに、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。</p> <p>さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行なうほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。</p> <p>2 府は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被災市町村の状況を把握し、応援が必要と見込まれる市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>また、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充、市町村主催研修及び訓練への支援等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。さらに、育成した調査の担当</p>

		間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。	
時点修正等（農林水産部）	489	<p><b>第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画</b></p> <p>第3節 農林漁業関係融資</p> <p>第2 株式会社日本政策金融公庫の融資 利率<u>0.20</u>（平成<u>30</u>年<u>2</u>月<u>20</u>日現在）</p>	<p><b>第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画</b></p> <p>第3節 農林漁業関係融資</p> <p>第2 株式会社日本政策金融公庫の融資 利率<u>0.16</u>（平成<u>31</u>年<u>2</u>月<u>21</u>日現在）</p>
組織改正に伴う改定（危機管理部）	169, 175, 213, 256, 307, 404, 440, 445, 450, 494, 499	<b>全編共通</b> <u>府民生活部</u>	<b>全編共通</b> <u>危機管理部</u>
組織改正に伴う改定（府民環境部）	72, 73, 74, 75, 76, 92, 94, 95, 96, 97, 131, 277 404	<u>府民生活部</u> <u>環境部</u>	<u>府民環境部</u> <u>(削除)</u>
組織改正に伴う改定（府民環境部）	331	<u>府民生活部</u>	<u>府民環境部</u>
組織改正に伴う改定（府民環境部）	109, 259, 331, 334, 356, 482, 483	<u>環境部</u>	<u>府民環境部</u>
移管に伴う改定（阪神高速道路㈱）	7, 154等	阪神高速道路に関する記載	<u>(削除)</u>